

平成25年第2回多賀城市議会定例会会議録（第3号）

平成25年6月18日（火曜日）

◎出席議員（18名）

議長 板橋 恵一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

14番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一
会計管理者 紺野 哲哉
教育委員会教育長 菊地 昭吾
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃
水道事業管理者 佐藤 敏夫
上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光
◎事務局出席職員職氏名
事務局長 伊藤 敏明
参事(兼)局長補佐 長瀬 義博
主事 熊谷 路子

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

きょう本会議 3 日目です。きょうとあす一般質問ですので、慎重な御審議をよろしくお願
いしたいと思います。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 3 号のとおりであります。

なお、議場が暑くなっておりますので、上着を脱いで御審議いただいても結構でございます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 106 条の規定により、議長において深谷晃祐議員及び伏谷
修一議員を指名いたします。

日程第 2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力をお願いいたしま
す。

5 番伏谷修一議員。

（5 番 伏谷修一議員登壇）

〇5 番（伏谷修一議員）

6月定例会、トップバッターとしての質問者でございますが、目の前に尊敬する阿部五一元議長がいらっしゃるの緊張がすごく自分にふつつつと伝わっておりまして、今、汗がとまらない状況でございますが、頑張って質問してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたします。

去る5月29日に開催されました議員説明会におきまして、JR仙石線多賀城駅周辺地区で展開しております本市の中心市街地整備事業の進捗状況について市長から説明がございました。本市では、今は亡き伊藤喜一郎市長時代の昭和50年代当初から多賀城駅周辺の中心市街地形成に向けた取り組みが始まり、既に40年近い歳月が流れております。以来、昭和62年に南側駅前広場と文化センターが相次いで完成し、同時に長崎屋が出店いたしました。その後、国や県、関係地権者等の協議を経て平成12年には多賀城駅周辺地区土地区画整備事業に、平成16年にはJR仙石線連続立体交差事業に着手し、今秋には新しい多賀城駅が開業するなど、長い時間を要しながらも着実に関連事業を実施してきたことを認識しております。

一方では、長引く景気低迷の中、平成14年に長崎屋が閉店となり、駅北地区の市街地再開発事業についても平成19年度に事業採択を得たものの、市場経済の厳しい荒波にさらされ浮上しては頓挫することが幾度となく繰り返され、困難な時代が続いてきたと承知しております。

このような中、市長は、かねてから中心市街地の形成をまちづくりの最重要テーマに掲げてこられましたし、多賀城市八幡に生まれ育った私も中心市街地のにぎわいの創出を最大の目標とし、議員活動のみならず市民活動の領域でも数々の取り組みを行ってまいりました。今般、駅北地区に予定いたしました市街地再開発事業がより具体的に進んでいること、さらには多賀城ならではの整備構想を伺い、この間の諸先輩方が取り組んできた夢が完結するときを迎えたとの思いをはせるとき感慨深いものがあります。あと一歩のところまで迫ってきた本市中心市街地の形成に向けては、市民と議会、そして菊地市長を中心とする当局が力を合わせて取り組まなければならない。このような認識のもとに幾つかの質問をいたしますので、市長の見解をお聞かせください。

質問の1点目ですが、自家用車の普及と幹線道路の整備に加えて、消費者のライフスタイルによる消費動向は、郊外へ、郊外へと向かっているのは周知の事実です。小売業店舗数のピークが1982年、その後一貫して減少しているというデータもあります。中心市街地の活性化を目指している多くの自治体が、商業施設を核として誘致しても直接的なにぎわいの創出にはつながらず苦戦している話もよく耳にします。その中で19.65平方キロメートルと市域も狭く本市ならではのコンパクトシティのあり方は、他の事例を参考にする必要はなく、独自に多賀城らしい展開をすべきであり、歴史と文化の都市軸のかなめにまちづくりの支えとなる拠点形成するという考え方は同調するところであります。過去と未来の結節点、すなわち現在の多賀城駅前に歴史が培ってきた文化を次世代へ広く発信する役割

を持たせる器、公共施設が必要ではないかと考えますが、市長の考えについて伺います。次に、2点目の質問ですが、各自治体が取り組んでいる再開発事業は期待どおりの効果あらわれていないのが現状です。再開発事業が計画どおりに集客できなかった事例として、大きな箱をつくり、市民が求めるまま必要のないものまで詰め込み過ぎたことが原因の一つに掲げられると思います。将来を見据えた整備のために、市民アンケートの上位項目についてさらに検討する必要があると考えますが、市長の見解を伺います。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

伏谷議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の現在、過去、未来の情報を提供する器についてですが、御承知のとおり、本市は特別史跡多賀城跡から多賀城駅に至る軸線上には、全国的に見ても大変貴重な歴史遺産や東北歴史博物館、多賀城市文化センターなどの文化施設があり、長い年月をかけて先人たちが培ってきた文化と歴史が融合しながら都市軸を形成しております。

去る5月29日に開催いたしました議員説明会で、私は、悠久の歴史に培われた貴重な文化財、質の高い音楽と芸術に触れることができる多賀城のイメージを多賀城駅前でさらに増幅させるためにも、文化交流拠点を構築したいと申し上げました。多賀城駅北地区市街地再開発事業は、地権者及び保留床取得候補者の意向を尊重しながら、多賀城駅北開発株式会社が再開発ビルを建設するものでございますが、市の保有する権利床を活用し、その拠点の中核として多くの市民が待望している施設を設置できないか検討しているところでございます。

また、世代間の垣根を越えた新たな市民交流の場となり得るよう、子育て支援施設や高齢者のための福祉施設も民間の力を得ながら整備を進め、豊かな文化生活の提供と新たなコミュニティ形成への情報発信の場として、その実現に向けて不退転の決意で臨んでまいります。

2点目のアンケート上位項目の整備検討についてでございますが、御指摘のとおり、全国には無理な事業規模により行き詰まった例が数多く見受けられます。駅北地区の市街地再開発事業においては、平成19年度に作成した当初事業計画で2万2,000平方メートルを超える施設を検討したものの、その後は潜在需要を見きわめ事業が成立できるよう慎重に判断しながら事業計画を修正してきたところでございます。一方で、駅南地区の大型スーパー跡地での民間開発とは進出企業や店舗等が重複しないよう調整を進めてまいりました。したがって、アンケートの自由記述で要望が多かった上位施設の中でも絞り込みを行い、特に第1位の子育て支援施設、第3位の図書館を駅北地区にふさわしい施設として計画してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

5 番伏谷修一議員。

○5 番（伏谷修一議員）

せんだっての説明会のときに、この都市軸の構想ということの御説明がありました。なかなか今市長がおっしゃったような内容が私には伝わりづらかったので、改めてどうということなのかなというふうなことで質問をさせていただきました。

今伺うところによりますと、多賀城の悠久のまちの培われた文化財、そして文化センターなどで行われております質の高い音楽、そういったものをイメージしたものを駅前に文化交流拠点として、そういうふうなイメージを持っていくということの中に、あそこを書いてあったような図書館や子育て施設を融合させていくということが今回の都市軸構想としての目的というふうな確認を今させていただいたのですが、その考え方でよろしいのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今、伏谷議員おっしゃったとおりだというふうに思っております。何といたっても多賀城の北側というのは、今までおりようと思ってもおりられなかったわけで、南側にしかおりられなかった。そして、今度は北側からも出入りができるということは、要するに私自身は、この文化センターとのつながりも必要でしょうし、この文化センターの陰には多賀城廃寺から、あるいは政庁からという軸があるわけでございますから、文化の拠点として、そしてまた多賀城の乗降客というのは1日で大体、仙台駅、それから3番目ですか、仙台駅の3番目だと思います、乗降客の多さで言いますと。たしか上り下りで1万4,000人近くの、前後の方々がいらっしゃるということで、そういう方々が今どこに行っているのか、どこにも行きようがない。であれば、その方々が本当に利活用できるようなそういう施設も駅前には必要ではないかなというふうに思ったわけでございます。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

伏谷議員。

○5 番（伏谷修一議員）

私が直接的に今回のこの歴史と文化の都市軸の構想についての説明を受けたときに私なりに感じたことは、いろんな常任委員会などで視察に赴いて、その土地、土地をいろいろと勉強させていただいている機会を議員は与えられておるんですが、たしか大震災の前の年だったと思うんですけども、総務経済常任委員会で防府市に視察に行きました。この防府市に視察に行った経緯といいますのは、たまたま UR の方とお話しする機会がありまして、今桜木の災害公営住宅をつくっていただいている。その UR の方は、全国的にいろんな都市形成の企画、立案しているところでございます。その中で、多賀城のこの現状を見て、この現状を伝えて、一番類似している駅前開発、再開発事業はどこなのかなんて話を聞いたときに、一番防府が似ていますねというふうなことを伺いました。そのことをもとに防府に

視察に行ったわけでございます。

防府も JR 西日本の操車場がありまして、そこを譲り受け再開発事業を始めていき、駅周辺のにぎわいの創出をということで取り組んだみたいでございます。防府には、御存じのとおり防府天満宮がございまして、それから国府もございまして、防府の国府がございまして。そこに行く北側の玄関口が天神口と言ったかな。天神口ということで、そこに行く回遊するところの整備をし、また駅の南口には大手のショッピングセンターがあり、ずっと南側に行くと瀬戸内海の三田尻という塩で有名なところがあるんですが、そこには工場地帯が形成されると。何かやはり多賀城のこの土地に非常に似ていたなというふうなことで見てきました。しかしながら、現状はどうなのかと。非常に立派な施設が駅周辺にございました。たしか文化拠点施設みたいなことではなくて、そこにあった施設は市民センター、それから例えばここで言うサポートセンター、それから図書館、それから映像を見るようなそういうスペースで考えたメディア何とかと言ったかな、そういうものがとにかく満載されており、2階、1階にはやはり商店街が形成されて、商店街の雰囲気も非常にいいものがありました。その商店街の上のほうは3階ぐらいの建物なんですけど、上には空のガーデンというんですか、芝生が植えられておりまして、見た目には非常にいいんですが、後々聞きましたら、その芝生にいろんなものが飛んできてまして雑草が生えて、それを処理するのになかなか大変だと。イメージ的に最初に捉えたところに関しては非常にいいものができ上がっていたようなんですけど、実際使う利便性とかのことを考えて、時間帯もやはりどうしても5時以降にそこに滞留する人たちが少なく、使う施設によって人が集まってくる。そこになかなか人がいろいろ楽しみを持ってというのが難しいのかなというふうに見てきました。

そういったこともあったものですから、やはり何が必要なのかということ、先ほども申し上げましたが、箱だけではないのかなと。そこに滞留する必要なことというのは、いろんな世代に聞いていくべきなのかなと思います。たまたま電車の中で防府高校の女子高生の方に、この辺で遊ぶのはどこら辺で遊ぶのと。駅で遊んでいると言ったら、駅はただ乗りおりだけだと。だって行きたいところがないと言っていました、その世代は。どういうところに行きたいと言っていると、まずマック、それからスタバというんですか、そういうふうなお茶飲むところがないというふうなことを言っていました。多賀城においても一番最初に言われるのは、何か休憩するところもない。それも多分市長も認識していると思うんですけども、そういった施設がまずないよねということを目にします。やはりそういった市民ニーズを、求められたことをちゃんとマーケティングした上で進めていかなければならないというのが今回の市長のこのプランニングに必要なことなのかなと思いましたので、そういったことを述べさせていただきました。

中では、やはりそのときに一番協議されていくべきところがこの全体構想の中での質疑だったのかなと思いますが、中にはやはり一連の、たまたま2日、3日前に出た新聞の記事についての質疑が相当の時間を要しておりましたので、市長のやりたいことというのが本当に我々には伝わってこなかったのかなというふうに思っております。

ある指摘があったのは、はしゃぎ過ぎではないかというふうな、市長、はしゃぎ過ぎだよみたいな話もございましたが、私は決してはしゃぎ過ぎとかそういうことは思わないですし、ある程度変えていくということの大変さというのはそれ相当なことであるし、用意周到にいろんな計画もしなければならぬ。いろんなメニューも見ていかなければならぬ。そういったことで、ああいうふうなことが先に出てしまったということに対してはちょっとクエスチョンマークはあるんですけども、市長のその辺のCCCの一連の報道について、いろいろと先行し過ぎだよというふうな市長に対する意見についてはどのようにお考えでございますか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

防府の事例を出されましたけれども、私も防府の駅から2回おりて2度ほど行ったことがありますけれども、全然人がいない。私もえっと、防府はもっと人口が多いし、本当はもっとにぎやかであっていいのではないのかなというふうな。あそこはたしか連続立体交差事業、多賀城と同じで、それがやられたところで、1回目は国府サミットということでお伺いしたことがありますし、それから防府からも職員を派遣していただいているということで、またお願いに昨年行ったわけございまして、そんな関係で2回行ったわけございまして、やはり駅前というのは、ある程度滞留するものが拠点としてないと、これはだめだなという思いでございまして、先ほども申し上げましたけれども、1万4,000人前後の毎日出入りする多賀城駅でございますから、それによってその方々が来ると同時に、ほかのところからもいろんな方々に集まっていただくためには、どんなものを置いたらいいかということをややはり想定していかなければならないのではないかなというふうに思います。何かはしゃぎ過ぎではなかったのかということも、これは言われたわけございまして、いろいろと重要な事項について慎重にこれまで取り組んできたつもりでございましたけれども、御指摘があったということで大変遺憾であると言わざるを得ません。また、報道内容自体は事実とかけ離れている点も多く、それがもとで駅周辺整備計画に影響が生じるかもしれない。また、多くの方々に誤解と迷惑がかかったかというふうに思っております。

ぜひ節度ある報道をお願いしたいというふうに思っておりますし、また私自身、代官山のTSUTAYAのコンセプトに共感しておりまして、あそこは何がいいかという、大人たちに向けての新たな生活提案の場としてのカフェと書店、レンタル店を持った新しいコミュニケーションの場ということで、かなりの人が滞留しておりますし、私自身も当然武雄まで行って見てきたんですけども、今までの図書館のイメージとは全く違う。要するに、3時間でも4時間でもいたくなるようなそういう図書館づくりというのは非常に素晴らしいというふうに思いましたし、知の拠点づくりということで、まさにああいう姿が多賀城にも必要ではないのかなというふうに私自身非常に感心しているわけございまして、その辺の御理解をぜひお願い申し上げたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

伏谷議員。

○5番（伏谷修一議員）

市長、今新たな可能性ということでお話しいただきまして、まさに知の拠点づくり、これも図書館が駅前にできることで可能になるのではないかなと。我が多賀城市には副議長も副市長も卒業なされました私学の雄、東北学院大学工学部がございませう。ここの学生たちの頭脳、こういったところもやはりこの図書館に何かを求めていくのであれば、新たな情報やそういったものがその図書館に必要なのではないかなというふうに、まさにその知の拠点づくりという部分でも多賀城の駅前の図書館というものに関してはかなりイメージがアップされるのかなというふうに今のお言葉を聞いて思いました。

あと、市長がTSUTAYAさんの代官山に行っていていろいろ見てきたと。私は、これから非常に大切なのが、やはりまだまだ、市長も何歳だったかな、62歳ぐらいだったでしょうか、60を超えたというふうな認識ではあったんですけども、市長世代の方々の、定年なされた方もいますし、セカンドライフのあり方というのが非常に今後の少子高齢化についても必要になってきますし、市長世代が求めるというところも新たな図書館づくりに加味していかなければならないのかなと思います。今、実際そういうふうないろんなところを見て、いろんなところの状況を見た上でという判断というのは何一つ間違いはなく、しかしその判断をする段階ではいろいろな場面があるので、それはその場面でやはり慎重に協議していくべきだというふうに思います。

私もこの前、TSUTAYAさんが泉に新築、新しくできたので行ってまいりました。やはり休日はなかなか車とめられないんですけども、しかしながら平日は意外とそんなでもなくすいております。あのフロアにあるものがいろいろ求められたものをちゃんとしっかりと市場調査しているということが見えたなということがあるので、やはりこれからはマーケティングというのがベースにあって、これだからやっていけるんだというところがないと怖くて先には進められないかなと。

私は、市長が県議時代に何度かお願いを申し上げまして、今宮城野区の石川県議ですか、と一緒にJRにお邪魔させていただいて高架下利用のことについてという意見交換をさせていただいたときに、すごいハードルが高いなというふうなことを認識しておりました。しかしながら、当時、七、八年前ですか、それに行ったのは。そのときのイメージがあり、なおかつ高架下ということに関しては、いまだにやはりなかなかクリアできないところがたくさんある。中でも単価的なものというのは、どうしても解消できないことかなと。商業施設につきましては、かなりこういった部分も含めると、経営を一、二年で終わるわけにはいかないわけです。恒久的な店舗経営ということに関しましては、そこで利益を上げていかなければいけないということがありますので、特に駅周りとなりますとかなりの入居単価が上がってくるということも含めまして難しいという。アンケート調査の2番目に商業施設とありました。ここは本当に慎重に見きわめていかなければならないと思うんですが、その

点について市長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

我々世代というか、それこそ戦後のベビーブーマーの世代が、私自身も65歳を過ぎてしまったわけでございますけれども、いわゆる団塊の世代です。御存じのように、高齢化率が多賀城は初めてもう20%を超えたわけございまして、今までは18%ぐらいで推移していたのがそういう状況になってきて、ますますこれからは二十五、六%あるいはあと10年もすると30%近くまで行くのかなというふうな状況ございまして、そういう方々こそ、それこそどこに行ったらいいかわからない。では、2時間、3時間、あそこで過ごそうかということで、そういうものが駅前であれば非常にいいのではないかなというふうに思っているわけでございます。時間をいかに有意義に過ごすところがいろんなところにあるということもまちとしての大切な要因だというふうに私も思いますし、先ほども申し上げましたけれども、知の拠点づくりということでは、そういう図書館はなくてはならない施設だというふうに思います。ちょっと答弁になっているかどうか、伏谷議員の質問に答えていないかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

伏谷議員。

○5番（伏谷修一議員）

時間も時間なのでそろそろなんですけれども、人が来ると。市長、先ほど「おりてみたい多賀城駅」みたいなお話もなされていまして。そのために、人の滞留に一番必要なのは、やはり空間づくりなんです。千葉のテーマパークありますが、あそこはやはり視覚と聴覚といろんな五感にいろんなものを伝えてあげて、そしてなおかつその空間をうまく利用させているということでリピーターがふえているみたいです。例えば、軽井沢にあるペンションがなかなか東北の秋田の奥にあるペンションとの違いというのは、やはりその雰囲気づくりがどこまでできているか。人の求めにどれだけ応じていろんなものを準備してあげているかということが非常に大切なのかなということがございます。いろいろと伺ってきた中で、やはりさらなる市長の、さっき全身全霊をかけてという話を伺えておりましたので、このことについて絶対これを完結するんだというふうなそういったお気持ちを、決意をもう一度伺わせていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

決意をということでございますけれども、答弁の最初に述べたように、不退職の決意でこれは頑張りたいというふうに思います。ただ、先ほどからTSUTAYA、TSUTAYAというふうな話が出てまいったんですけれども、TSUTAYAに限定したわけではござい

せん。これからいろんな手法で、どういうことをやったらいいかということで、私は今よくやっている PPP というか、そういう手法が一番いいのかなということで、官民協働であったり、PPP の手法はいろいろあるわけでございますけれども、どれが多賀城にとって一番いいのかということこれから選ぶわけございまして、そんなにそんなに先行き考えますと悠長に考えている時間は余りないなというふうな思いでございます。ですから、私自身、はっきり言いまして、TSUTAYA って前あそこの八幡のところにありましたよね。あそこにしょっちゅう行ってたんだけれども、あれなくなって津波でさらわれてしまってどこに行ったらいいかわからないわという声も相当聞いております、TSUTAYA のことで限って言いますと。やはり図書なり、あるいはいろんなレンタルショップなりそういうところに関する今の世代の方々の需要というのは相当あるんだなという思いもいたすわけでございます。その辺のことを考えながら、ぜひ皆さんにとってというよりは市民にとってより以上によいものを駅の周辺に集まるということを絶対私の信念として貫いていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

伏谷議員。

○5 番（伏谷修一議員）

最後の図書館についてなんですけれども、図書館に思うことというのは、いろいろ各人、いろんな思いがあると思います。その思いをしっかりと受けとめて、我々も頑張ってまいりますので、市民がよりよいものを求められるよう頑張ってまいりますので、市長ともどもよろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

2 番 戸津川晴美議員の登壇を許します。

（2 番 戸津川晴美議員登壇）

○2 番（戸津川晴美議員）

私の質問は 2 点でございましたけれども、風疹ワクチンの公費助成につきましては、さきの補正予算特別委員会におきまして、私も日本共産党の申し入れにほぼ応える形で実施されることが明らかとなりました。したがって、ここでは取り上げません。なお、報道によりますと、一時ワクチンの不足なども予想されるということで、実施に当たっては困難もあるかと思っておりますけれども、安心して赤ちゃんを産むために重要な施策であると思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、残りの 1 点、東北メディカル・メガバンク機構による地域住民コホート事業について質問をいたします。

この事業は、2011 年 10 月、震災のあった年の 10 月です。復興予算 500 億円を投じ国家プロジェクトとしてスタートした事業でございます。東北大学と岩手医科大学を中心に宮城、岩手の被災地住民 15 万人を対象に大規模な遺伝子情報収集並びに生活健康調査をデータベース化し、新薬の開発や予防医学、個別化医療に役立てるというものでございます。

その事業の受け皿として2012年2月に東北大学に設立されたのが東北メディカル・メガバンク機構でございます。

本市は、2013年5月16日、当機構と東北メディカル・メガバンク事業の協力に関する協定書を取り交わしております。協定書によりますと、本市は東北メディカル・メガバンクに対し、特定健診会場での調査対象者募集への協力、母子健康手帳の交付、両親学級等における事業の周知と調査参加資格の確認にかかわる協力などのほか、母子健康手帳発行数、月別出生届け出数などの情報提供をするほか、調査対象者の同意に基づき住民基本台帳情報、特定健康調査情報、国民健康保険診療情報、介護保険情報などを東北メディカル・メガバンク機構に提供するというものです。さらには、小学校、中学校における書面調査票配付への協力も加わっております。なお、協定期間は2021年3月31日となっております。

この協定に基づきまして、早速本年6月4日から始まった本市の特定健診会場におきまして、住民に対し調査協力依頼が行われました。3日間で233の方が協力に応じたと聞いております。十分な説明と納得の上で調査に協力することが大前提でございますが、遺伝子研究や調査に関する知識は一般の住民にはとてもなじみが薄く容易に理解できるものではありません。健診会場という騒然とした場でプライバシーの十分な確保も難しい場での協力依頼に問題はなかったのか、やや不安を感じているものでございます。私も日本共産党は、人遺伝子研究の重要性はもちろん、長期にわたって病気の起こり方と遺伝子の関係を追跡するゲノムコホートというやり方を否定しているわけではございません。しかし、ゲノムコホートは究極の個人情報と言われる遺伝子を研究対象とするもので、人権を保障する措置と医学研究に関する倫理を厳格に守ることが当然の大前提となります。国際社会におきましては、世界医師会の採択した医学研究の倫理規定であるヘルシンキ宣言に基づいて、アメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、韓国などにおいてバイオバンク法や遺伝子差別防止法などが定められています。ところが、東北メディカル・メガバンク機構のゲノムコホートは、遺伝子研究にかかわる法制度が日本で未整備であるにもかかわらず、東日本大震災を「千載一遇の好機」などという言葉で被災者の健康不安に乗じて具体化を急いだものであり、危惧される事態が進展しようとしております。以下、市民の人権擁護と倫理の確立のため、4点について質問をいたします。

1点目、健診会場内で行われた協力に対する説明や事前に配布された東北メディカル・メガバンクからのお願い文書、市の広報多賀城 No.496 などの説明で、果たして十分な説明と言えるのでしょうか。遺伝子情報の提供には、場合によってはリスクが伴うことがある。このことには一切触れられてはおりません。専門家によりますと、一定の劣性遺伝子の発見により、その地域や血縁に対する差別が生じる可能性が否定できない。また、3世代の調査の中で実子関係が明らかになり、実子問題に発展する。これらのことが指摘されております。メリットだけでなく、協力することに伴うデメリットも隠さず公正な説明を行い、納得と自発性が基礎にならなければならないと思いますがいかがでしょう。

2点目、集められた情報を同機構では厳格に管理することは、もちろん文書に記載はされて

います。しかし、この情報は同機構にとどまるものではなく、民間企業を含む外部研究機関にも提供されることとなっています。提供された先の企業での情報管理が適正になされるのか。営利事業への情報流用なども大いに懸念されます。協力した市民の人権は守られるのか。住民あるいは自治体に損害が発生した場合の補償は担保されているのか、お答えください。

また、途中で同意撤回を申し出た住民が自分の情報の破棄を望んだ場合、破棄を確認する方法はあるのでしょうか。

3点目、この事業は、医療研究の倫理規定であるヘルシンキ宣言に反するのではないかとの声明が日本科学者会議生命と医の倫理研究委員会から本年5月21日に表明をされております。その声明から引用をさせていただきます。

世界医師会の採択した医学研究倫理規定ヘルシンキ宣言の大原則は、人間を対象とする医学研究においては、個々の研究被験者の福祉が他のすべての利益よりも優先されなければならない。その中に、不利な立場または脆弱な人々あるいは地域社会を対象とする医学研究は、研究がその集団または地域の健康上の必要性と優先事項に應えるものであり、かつその集団または地域が研究結果から利益を得る可能性がある場合に限り正当化されるとの規定がある。被災地住民がゲノム研究に参加することで得られる直接的な利益はない。今回のバイオバンク構想は、明らかに医の倫理に反する計画である。以上です。

市長の見解を求めます。

④、4点目、また本市が当機構と交わした協定そのままでは大変不十分であるのではないかと考えます。市民の人権の保障される約束、損害が発生した場合の補償の担保などの確認も含めて見直しをするお考えはおありでしょうか。そもそもこの事業は、被災自治体及び住民の願いに沿ったものとは言えないのではないのでしょうか。健康不安は確かにございます。しかしながら、住民の願いは遺伝子調査などではないはずで。なぜこの東北の被災地がこの事業のフィールドとして選定されたのか。ある研究者の言葉をかりますと、この地域は3世代同居が多く、人の出入りが少ないとのことでございます。いわば遺伝的ノイズがなく、また血が濃いと、こういう言い方でございます。この論理は研究者の一方的な見方でございます。500億円もの復興予算を使うのであれば、今住民が求めている医療費負担の免除こそやってほしいと考えるものでございます。また、国家プロジェクトとしてやるのであれば、若いお母さん方に広がっている子供たちの被曝検査こそ率先してやっていただきたいものと痛感するものでございます。

以上で私の1回目の質問を終わりといたします。よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

戸津川議員の御質問にお答え申し上げます。

長期健康調査に係る 1 点目、遺伝子情報提供におけるデメリットについて十分な説明が行われているかとのことですが、まず東北大学メディカル・メガバンク機構が行う調査研究の趣旨について全体説明を行った後、個人情報の取り扱いや体調不良などの不利益について説明同意文書により一人一人個別に説明を行い、その上で 16 項目の同意書を取り交わしていることから、十分な説明が行われているものと理解しております。

次に、何らかの損害が発生した際の補償ということですが、採血時の体調不良等の際には、採血事故等を補償する損害保険により補償されることになっており、個人情報保護については、国の指針や医療情報システムの安全管理に関するガイドラインや各倫理指針等に基づき厳重に保護、管理することになっております。

また、参加同意の後に撤回を申し出た場合には、提供した全ての情報を廃棄することになっており、処理後は文書で報告が行われ、自分の情報の破棄を確認できる措置がとられております。

最後に、ヘルシンキ宣言に反するのではないかと、また協定の見直しをとのことですが、この事業は、国の復興事業の一つとして被災地へ医師の派遣を行い地域医療の復興を行うとともに、生活習慣と遺伝子を調査分析し体質や遺伝子に合わせた未来の医療を研究し、新しい治療法や予防法を次の世代に届けることを目的として行われていることから、この趣旨に賛同し協力協定を締結したものでありますので、見直しをする考えはございません。以上です。

○議長（板橋恵一）

2 番 戸津川晴美議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

それでは、まず 1 点目の点から再質問させていただきますが、事業の内容の理解が大前提だということは、東北メディカル・メガバンク自身も認めていますし、協定の中にもそのことは明記されておりまして、本市もその周知徹底に努力をしなければならないという項目もあります。

そこで、お尋ねなんですけれども、東北メディカル・メガバンクから住民健診を受ける方に渡された文書などには、そのような遺伝子の情報を求めるものだというようなことが、「遺伝情報」という言葉が入っております。「遺伝情報の解析を求める」という言葉が入っておりますので、私はこれを見て、わかりにくいとは思いますがそれでも一定遺伝情報の何かを求めるんだなということは住民の方にわかっていただけたらと思うんです。私が問題だと思いましたが、当市が発行しているこの 496 号なんです。ここには、確かに健診会場でこういうことを協力をお願いしますよということを書いてあるんですけども、一切この遺伝子情報に関するものを調べさせていただきますよという文言は「遺伝子」の「遺」の字も出てこないんです。この説明に対して何か、そして大変わかりにくい、何を求めているのか。言葉だけは羅列されておりますけれども、この事業の最も大きな狙いがそのバイオバンク構想にあるというそういう認識はおありなんですか。この事業はもともとバイオバン

クを構築するために大規模な情報が欲しいということで始まったものでありますので、「健康調査」などという言葉で言われましても、市民の方々には本当の狙いといえますか、根っこのところがわからなければ何のための健康調査かわからないと思うんです。未来に対して云々とは書いてありますけれども、「遺伝子」という言葉は1回も使われていないということはどういうことなんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

これは東北大学の先生方と打ち合わせをした際に、あくまでも遺伝子情報に関する内容等につきましては専門的なお話になりますので、会場のほうで先生方が直接御説明をするというふうなことで、多賀城市としてはそれに協力をするというふうなことだけで今回の市政だよりのほうの掲載というふうなことになった次第でございます。以上です。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

保健福祉部長は、あの会場に行ってごらんになりましたでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

直接はお伺いはしておりません。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

私は、こういう重大な、いわゆる究極の個人情報と言われる遺伝子情報にかかわる調査なんだという市の当局の、何ていいますか、危機感といえますか、重要性の認識が薄かったのではないかと思います。今回は3日間しかやらないということで、もう先には調査協力の依頼はないと聞きましたので、残念ながら見る機会はないと思いますが、もうそこで市当局の健診の順番を待っている方がいっぱいいらっしゃる中で、脇で「何番の方、いらっしゃいますか。何番の人、いませんか」と大きな声で探しているわけです。10人ずつ単位ですから、探さなければいけないんです。そういう脇で、こんな大切なことが説明をされているんですが、説明は聞き取れないことがたくさんありました、騒音のために。そしてまた、最後には個別にお願いをするんだということですがけれども、しっかりとこれこそ個人情報を集めるといって本当に微妙な問題を含んでいるんですから、個別に1人ずつ、1つの部屋で、仕切られた部屋でやっているのかと思えば、行ってみてください。このような机がだっと並んでいるところに協力者の方が座り、ここにこれくらいの仕切りがあるだけです。30センチぐらいの仕切りがあるだけで、もうプライベート丸見えの中で、ほぼ私は、もう

この協力しなければいけないなど。何ていいますか、この自発性と納得というところが希薄になってしまったら、後でそれこそ大変な問題が起こると思うんです。それは確かにやっていますよ。同意書はもらっています。しかしながら、私は根本的に危機意識が、この市当局に薄い。現に保健福祉部長でさえ行ってらっしゃらないんです。重要な協定です。協定を結んで、いざその3日間やられるという現場に1回も行って見なかったというのは、私はどうしても理解できません。その点いかがですか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

現場のほうには市の保健師がお伺いしていますので、そこで何か問題があれば報告をなさいというふうな指示はしてありましたけれども、今後私も現場のほうに足を運んで状況のほうは確認させていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

それでは、次の質問に移ります。

この事業の中には、「被災地の医療支援」という言葉が何回も出てまいります。実際に医師派遣とか、これから被災地に対して何らかの事業が計画されているとか、被災地支援の具体的な施策はあるのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

多賀城市の事務所のほうでは、直接医師の派遣というのは、事務所のほうに派遣をされているというふうなことでございますので、例えば地元の医師会であるとかそういったところについては、まだ確認はとっておりません。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

その事務所に派遣された医師は、医療行為を行うんですか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

あくまで今回は調査が目的でございますので、調査というふうなことに限定されるかと思えます。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

実際には医療行為はないですよ。被災地の復興支援、医療支援と言いながら、実際にそういう具体的なものは示されておりません。やはりこれは、この事業がどういう経過で起こったかということが大変私は重要だと思うんです。この経過については、保健福祉部長、市長は御存じなんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それは東北大の先生方と私も 3 度ほど協議をさせていただいておりますので、その中で先生方からいろいろお話を伺いさせていただきました。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

この事業は、実はもう震災の前から医療分野、それから薬に関するそういう研究機関や製薬会社の役員、そういう人たちが集められまして、バイオバンク構築が日本はおくれていると。欧米はもちろんだけれども、中国や韓国にもおくれをとっている。何とかバイオバンク構築を大規模にやらなければいけない。そのフィールド、いわゆる場所探しです。どこにしようかともう焦っていたと。そういうときに 3・11 を迎えた。これが経過なんです。そして、3・11 後の何と 6 月にはすぐに東北大学が手を挙げて、ここで、被災地でやりますと、こういう声を上げました。6 月といえばどんな時期だったでしょうか。私は、医療関係者がこういうことに手を挙げて、あくまでもバイオバンクの構築のためにこの被災地が適していると。先ほども申し上げましたけれども、人の出入りがないだの、それからまた遺伝的なノイズが少ない、3 世代の同居が多いなどといっても、被災地では 3 世代の同居すら今許されない状況になっている。健康の不安は最大に達している。そういう状況にある中で、こういう誰も望んでいなかったと思いますが、こういうものを提案して、それがもう国家プロジェクトとして 10 月にはすぐ 500 億円の予算がついてやったという、こういう経過なんです。この震災前からあったバイオバンク構築のためのものだったということは御存じだったでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

震災前からそういうふうな考えがあったかどうかというふうなことについては、私は、それは知りません。ただ、今回は東北大学という相当医療技術の高いそういう先生方と国がきちんと協議をした上でこういった東北メディカル・バンクを立ち上げて住民対策に乗り出したというふうなことでございますので、私たちとしては、それをできるだけ受け入れてサポートして住民の方々を支援していきたいと、こういうふうと考えていたところでしたのでよ

ろしくお願いします。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

それでは、次に移りますが、「直接的利益」という言葉がさきの声明の中に出てまいりまして、直接的利益が住民にあるのかと。この懸念が表明されております。私は、さまざまな文書を見ました。協定書も見せていただきましたが、健康調査をして、その調査を回付する、返却する。被験者の方に回付する。しかしながら、そこに見逃せない一言があるんです。「一部の回付」と書いてあるんです。一部は回付いたします。全部回付するわけではない。全部調査した結果を調査協力者に返すわけではないんですと。この一部の回付であると。ここに限定されているんですが、これはなぜなのでしょう。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それは、先ほど戸津川議員がそのリスクもありますというお話をしましたけれども、中にはその遺伝子情報で重大な発見をするといいますか、そういったことがあろうかと1点思います。

それから、参加者に回付される項目としましては、例えばアレルギー反応であったり、それから腎機能疾患、心の病気、不眠、推定栄養摂取量、そういったふだん生活をしていく上で必要な情報については回付、いわゆる本人に対して情報提供しますよというふうなことをおっしゃっています。ただ、その遺伝子情報から、何度も繰り返しになりますけれども、例えば親子関係の話であったりとか非常に重大なものについては、これは東北大のほうとしても4つの倫理委員会を持っておりまして、その倫理委員会に、当然そういったものについては回付しないという項目もあろうかとは思いますが、そういった倫理委員会のほうで判断されるものというふうに理解しております。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

それでは、指摘させていただきますが、この東北メディカル・メガバンクから協力者に渡された文書の中には、回付されるための4つの条件というのがございます。その3番目に書いてございますが、その情報を返却することで、研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。そういうことがなければお返しをします。しかしながら、研究業務に支障があると思ったら返しません。これはまさに研究者の側からの便宜です。私は、実は知らなかったんですが、ここにも書かれております。ヒトゲノム倫理指針がございましてね。東北大学のこのメガバンクは、ヒトゲノム遺伝子解析研究に関する倫理指針に反さないようにしっかりとやりますということが何度も出てきます。しかしながら、私は驚きました。国

が10月にその実施を決定して、その後すぐにこの倫理規定が見直しをされているんです。どういふふうに見直しをされたのか。この回付の条項も最初はなかったんです。このような、3番目のような回付条項はなかったんです。希望する人には全て回付する。これが原則だったんです。ところが、業務に支障する場合は返さなくてもいいという1項を入れよう。これが第1の変更点です。

そしてまた、私の提供した遺伝子がどんな研究に供されるのか。その私の遺伝子を、例えば高血圧の病気の解析のために使ってくださいというふうに、今までは特定の病気がきちんと指示されて、指定されて、その病気に限ってこの遺伝子は使っています。こういう同意だったんです。ところが、今回はそれを包括同意に変えたんです。どんな研究に使っても構いません。全てあなたたちにお任せしますと、こういう同意に変えているわけです。これが2点目でございます。

そしてまた、3点目はちょっと出てきません。ごめんなさいね。

そういうふうな、2つがあれば十分だと思うんですが、ほかにも……。ごめんなさい。大事なことを忘れておりました。倫理審査委員会ということを決めるから大丈夫だと、今保健福祉部長もおっしゃいました。この倫理審査委員会に外部委員を、それまでは過半数入れなければいけないと、そういうふうな倫理指針には規定していたんです。ところが、過半数ではなくていい、複数でいいと、そういうふうに変えているわけです。私は、この東北メディカル・メガバンク事業がやろうとしていることが全てだめだとは言いませんけれども、自分たちがやりやすいようにその倫理指針を変更して、そして住民の人権やそういう損害補償のことには一切触れないでやろうとしているということに大きな危惧を持っているものでございます。

具体的にお聞きいたします。倫理審査委員会を外部に設置するということが明記されております、全体計画の中では、倫理審査委員会は外部に設置をされたんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

現段階で4つの委員会があるというふうな東北大学のほうからは伺っております。1つは外部評価委員会、2つ目に倫理審査委員会、3つ目に遺伝情報等回付検討委員会、4つ目に試料・情報分譲審査委員会。いろいろ4つのそれぞれの目的に応じた委員会が、倫理委員会がございまして、それに諮ってさまざまな課題を解決していきたいというふうなお話はお伺いしていました。

ただ、倫理審査委員会につきましては、この中で行われた委員会の議事内容は公開するというふうな情報はいただいておりますけれども、この委員会がいつ設置されたのか。また、メンバーがどのようなメンバーになっているのかというふうな情報についてはまだ受けておりませんでしたので、それはあと調べ次第御回答したいというふうなふうに思います。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

私どもが調査した範囲内では、まだ公開はされておられません、会議録の公開が。これはぜひ公開を求めているということ。

それから、倫理審査委員会が外部に設けられたのであれば、その外部に設けられた倫理審査委員会のメンバーとして、やはり協定をした自治体の代表あるいは住民の代表を入れてほしいと。そういう要求をすべきではないかと思いますが、これは市長でしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

それも後ほど確認をしてお話をしたいと思いますのですが、実はこの東北メディカル・メガバンク機構につきましては、石巻、気仙沼、岩沼、多賀城、白石、大崎というふうに県内に6カ所のメガバンクを設置するというふうなことになりますので、それぞれのメガバンク設置に委員会が1つずつ張りつくかと。多分そうはならない。東北大学の中にまとめて委員会を設置するような形になろうかと思いますが、住民代表がその中にこういった形で登用されるかというふうなこと等につきましても、後ほど改めて確認をして御報告をさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

それでは、主要な質問に入ります。何しろたくさんありまして申しわけございません。

何らかの損害が発生した場合に、一体誰が責任を持ってくれるんですか。これは協力をなされた市民の方々からも不安が上がっております。誰が一体責任をとってくれるかという問題、どのように回答をなさいますか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

これは東北大学メディカル・メガバンク事業の担当者のほうから確認をしたことですが、一応我々のほうで全て責任を持ってというふうなことではございませんので、事業所が全ての責任をとるんだらうというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

そうであれば、そのことが何らかの文書に明記されていなければならないと思います。どのように求めていくおつもりでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

実は、御本人様と同意書というものを提供させていただくんですが、その中に研究参加による不利益というふうなものがありまして、こういったことの不利益が生じることがありますよという2項目があります。そのうちの1項目は、まず時間的な拘束、それから体調不良が起り得ること、こういったことについては、メディカル・メガバンクのほうで十分に補償してまいりたいと、こういうふうなことだろうというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2番（戸津川晴美議員）

私どもが指摘しているのは、そのようなデメリットではないです。先ほども言いましたように、究極の個人情報です。安全に管理するとは言っても、今世の中でさまざまなそういう犯罪も含めて起こっております。いつ何どき安全だと思っているそのセキュリティーが破られるか、そういう保証はないわけです。そういうことに対して、東北メディカル・メガバンクは、例えばその情報が保険会社に漏れたとか、ないとは思いますが、就職の差別を受けたとか、あなたは将来こういう病気になりそうだから、うちの会社では採れないとか、そういうことにつながる可能性だってあるのではないですか。保険会社では、健康な人だけ集めたいでしょうから、そういうデータが欲しくて欲しくてたまらない。そういうことになれば、いつ何どきセキュリティーは破られるかもわからない。そういう前提に立って協定は結ぶべきで、人権を守る、その視点が欠けている中では、私はやはり不安です。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

まず、個人情報についてでございますが、当然厳重な管理のもとに運営されているというふうなことが1点。

それから、全ての個人情報については、暗号化されて匿名化される。しかもこれは二重処理をされて匿名化されるというふうなことになりますので、外部に出ても個人の特長はできないような措置が施されるというふうなことでお伺いしております。

それから、市長も申し上げましたけれども、何かそういった不利益が生じたり疑義が生じた場合は、いつでも自由に参加を取りやめることができると。その場合は、本人の希望で全ての情報を廃棄できるというふうな状況になっておりますので、ある一定の個人情報は守られているのかなというふうに考えております。

それから、先ほどの関係ですが、不利益をこうむった場合というふうなことなんですが、例えば検査中の転倒、転落、採血による障害等については、その治療に要する費用、その他損失の補償の履行については、全てメガバンクのほうで保険措置を講じていますというふうなことです。

それから、あと先ほど申し上げました各種 4 つの倫理委員会のほうで個人情報の保護については図られているというふうなことでございますので、御理解をお願いしたいと思いません。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

○2 番（戸津川晴美議員）

私どももそのような処理をするということは十分承知しております。しかしながら、先ほどから申し上げているように、どんな事故が起こるかもわからないそのことを想定した協定者としての市民の人権を守るという点で、ここからは市長にお聞きしますけれども、人権を擁護するというような誓約書、東北メディカル・メガバンクが責任を持ってあなた方の情報は受理し、そしてまた人権が侵されるというようなことはない。人権擁護の視点に立ったそういう誓約書を私どもは一人一人ときちんと取り交わしておくべきではないかと、このように思っております。それはいかがでしょう。

それから、もう一点は、国に対して、先ほども申しましたが、各国では遺伝子差別禁止または防止、そのような法律が制定されているんです、国の段階で。そういうものを国に今求めていかななくてはならないのではないかと思います。この2点を市長にお聞きいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

人権は当然守られなければいけない問題だというふうに思いますし、果たして一人一人とその誓約を交わすのか、ちょっとその辺の具体的なことも私自身調べてみないと返答できないなというふうな思いでございます。

それから、遺伝子の法整備をという話でございますけれども、そういう法整備もこれからは必要かと思しますので、それは宮城県選出の国会議員の先生方とかと当然これは相談していかなければいけないだろうなというふうに思います。

ただ、きのうテレビあるいはごらんになったかと思うんですけれども、ノーベル賞の山中教授が出ておまして、これもゲノム関係でございますけれども、日本は基礎の分野は頑張っているけれども、まだまだ応用の分野が日本はできてない。日本の予算がアメリカの 10 分の 1 しかない。アメリカは 3 兆円だそうですけれども、ということは 3,000 億ですか、日本は。そんなことでは、なかなかこれからの iPS の最前線としてはやっていけないということをおっしゃっていました。ですから、まだまだこの分野は研究途上ではないかなというふうに思いますし、やはりそういう、はっきり言いまして国としてこの問題にかなりこれから突き進んでいかなければいけない分野なのではないかなというふうに思った次第でございます。以上です。

○議長（板橋恵一）

戸津川議員。

〇2 番（戸津川晴美議員）

それでは、最後にいたしますが、まず国にその法整備を求めていただくこと。

それから、人権を守るということは当然のことだとおっしゃいましたので、そのことが担保されるためには、やはり東北メディカル・メガバンクに申し入れをして、このような心配が出ているけれども人権をあくまで擁護するというような約束を取り交わしたいんだと。そういうことで申し入れをしていただきたいと思います。

せっかく善意で自分の遺伝子情報をお預けをした。その情報のもとで、先ほども言いましたようなことが起こるといことは、市長も保健福祉部長も皆さん誰も望んではないと思うんです。そのためには、やはりこれでもか、これでもかという安全ネットを張っておかなければ大変危険な部分があると思うんです。ぜひ御検討をいただいて、せっかくの住民の善意が無駄になったり悪用されたりすることがないようにしっかり対処していただきたいと思います。お願いをいたしまして最後といたします。以上です。

〇議長（板橋恵一）

ここで 10 分間の休憩といたします。再開は 11 時 25 分といたします。

午前 11 時 16 分 休憩

午前 11 時 25 分 開議

〇議長（板橋恵一）

再開いたします。

8 番藤原益栄議員の登壇を許します。

（8 番 藤原益栄議員登壇）

〇8 番（藤原益栄議員）

私は、一連の TSUTAYA 図書館報道に関しまして、及び市史編さんと公文書館について、市長及び教育長に伺います。

5 月 25 日の朝日新聞朝刊に、「ツタヤ図書館、宮城も多賀城市、委託の方針」と突然掲載をされまして、その後もあたかも決定したかのような報道がなされております。これは我々議会にとりましては、全く寝耳に水の報道でありまして、これが事実なら決して容認できるものではありません。

第 1 に、行政は税金を使って事業を展開しておりますので、大きな政策転換をする際には事業を振り返り、構想を練り、計画を立てて実施に移行いたします。今回は、全くこのプロセスを無視しております。

第 2 に、市長は、策定したばかりの第五次多賀城市総合計画で何と言っているのか。これの 22 ページですけれども、次のように言っております。市民と行政が手を取り合い、協働によるまちづくりを進めていくためには、地域行政情報の共有を推進するとともに、計画策定や事業実施プロセスについて市民参加を前提とした見直しを行うなど、行政内部の改革を一層推進していく必要があります。まさに市最上位の総合計画にも反する事態だと思ひ

ます。

第 3 に、図書館の事業は、条例で特別に定めがない限り社会教育法によりまして教育委員会の所管となっております。ところが、地方自治体になぜ教育委員会が設置をされているのか、全くわきまえない暴論であると思います。

第 4 に、これまでの議会の議論の到達点を全く無視したものになってございます。議会での議論の到達点は何だったのか。それは、東日本大震災の発災直前、すなわち平成 23 年の年明け早々に、当時の片山総務大臣が、図書館は指定管理になじまないとの記者会見を行いまして、それを受けて行った私の一般質問に、教育長は次のように答えております。公立図書館は、指定管理になじまない。行政が直営で運営すべきという大臣の発言は、重要な提起であると受けとめております。現段階でまだ市立図書館の運営改革に関しましては具体的な検討には着手しておりませんが、今後の検討に当たっては十分留意が必要であると考えております。平成 23 年 2 月 24 日の回答ですけれども、この後、震災に遭いましたので、遭遇しましたので、これが議論の到達点でございます。議事録で確認をいたしました。このとき間違いなく市長も出席をされております。こうした議論の到達点を全く無視し、一方的にマスコミに情報を提供し世論誘導をしているのではないかと見られてもしょうがない事態になっていると思います。

以上を踏まえまして、以下の点につき質問通告をしておりますので答弁を求めたいと思います。

まず、市長に対して質問をいたします。

(1) 市長のポケットマネーならいざ知らず、市の事業は税金を使って実施するのであるから、重要な政策決定をする場合、市民の声や議会の意見を大事にするのは当然と考える。しかるに、今、今後いかなる図書館を目指すのか全く論議されないうちに委託先だけが CCC に決まっているかのように報道されている。これは行政の意思決定過程としてあり得べからざる事態と考えるが、市長の見解を問う。また、なぜこういう事態になったと認識されているのか、御答弁をいただきたいと思います。

(2) 市長は、3 月の末に武雄市の図書館を視察されたようでありますが、どういう理由で視察先に選び、どういう感想を持ち、またどういう評価をお持ちなのか、御答弁をいただきたいと思います。

(3) 市長は、委託業者を 1 カ月以内に決めたいと語ったと報道されております。それは本当なのか。また、既に CCC と何らかの約束をしているのか。明快な答弁を求めたいと思います。

(4) 図書館をにぎわい創出の手段と考えるのではなく、図書館法にのっとり図書館らしい図書館を追求する中で、結果的ににぎわい創出にも貢献するというのが図書館問題への正しい接近のあり方だと考えますけれども、市長の見解を求めたいと思います。

(5) 図書館行政は教育委員会の所管であるというふうに私は認識をしておりますが、市長の答弁を求めたいと思います。

次に、教育長にお尋ねをいたします。

(1) 図書館の駅前の移転の問題についてであります。この問題については、教育委員会の決定の前に5月27日の多賀城市の行政経営会議で移転を決定したという報告がございました。これは教育委員会をないがしろにするものでありまして、私は市当局の市長部局の勇み足ではなかったと考えておりますが、教育委員会は教育委員会で自主的な検討が必要であろうと思います

移転の場合には、①ですが、一定時間無料の駐車場の十分な確保が必要と思います。例えば、いわき市の中央図書館の場合には、図書館利用者は2時間無料となっておりますけれども、それについてはいかがお考えでしょうか。

②十分な書庫を確保すべきだと思いますが、その点ではいかがでしょうか。

③移動図書館車は継続すべきものだと思いますし、その施設が必要と考えますが、教育長の答弁を求めるものであります。

(2) ですが、次期図書館の構想は35年間の図書館事業の総括の上に次期基本計画策定の過程で慎重に検討すべきものであると思いますがいかがでしょうか。

(3) 次期基本計画は、社会教育委員や図書館協議会はもちろん広く市民の声を集約して策定すべきものと考えますが、御答弁を求めます。

(4) 基本計画策定のスケジュールを明示していただきたいと思います。

(5) 以下の点については、次期基本構想でも堅持すべきであると考えますが、教育長に答弁を求めます。

1 つは、史都多賀城にふさわしい長期的視野に立った系統的な書籍の収集についてであります。

2 つ目に、郷土資料の収集、整理、保存、公開についてであります。

3 つ目に、職員のレファレンス力の向上についてであります。

4 つ目に、多賀城の図書館は孤立して存在しているわけではありません。県の図書館あるいは国立国会図書館あるいは全国の公共図書館とネットワークでつながっております。それらの連携をさらに重視していくということも重要な課題であろうと思います。

5 番目に、学校図書館との連携をこの間重視をしております。それもさらに引き続き重要な課題となっております。教育長の答弁を求めたいと思います。

そして、6 つ目には、司書の力量の向上について伺いたいと思います。

(5) ですが、以上の事業の推進のためには、私は片山元大臣が記者会見でお話ししましたように直営が望ましいと考えますけれども、教育長の答弁を求めます。

大きな3つ目、最後になりますが、市史編さんの資料収集並びに公文書館について伺いたいと思います。

まず初めに、市史編さん室の問題ですが、市史完結後、市史が完結したのは今から19年前でありますけれども、市史編さん室は解体したままになっております。資料収集はきちんとなされているのか。現状の体制で十分とお考えなのか。私は、不十分だと考えておりまして

市史編さん室の再開が必要と考えますが、答弁をいただきたいと思います。

(2) 公文書館の問題ですけれども、これも多賀城市が責任を持って公文書を保存しているというふうに私には見えません。公文書館が必要になっていると思いますが、以上の点につき、簡潔かつ明瞭なる答弁を求めまして、1 回目の質問とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

藤原議員の御質問にお答え申し上げます。

2 点目の御質問の今後の多賀城市の図書館につきましては教育長から回答いたしますので、私からは一連の図書館報道について及び市史編さん等について御回答申し上げます。

それでは、一連の図書館報道についてでございますが、1 点目の図書館の方向性に関する論議がなされないうちに委託先だけが決まっているかのように報道されたことについてですが、これまでも何度か御説明申し上げたとおり、市としての公式発表に基づいた報道ではございません。市といたしましては、当然 5 月 29 日に開催をお願いしておりました議員説明会において御説明申し上げた上で報道機関へ情報を提供するという通常の手続を想定していたところでございます。そのような中、5 月 25 日になされた新聞報道につきましては、新聞社の独自取材によるものであり、議員御指摘のように委託先が決まっているということを申し上げた事実はございません。

また、教育委員会を飛び越えてマスコミに情報を提供し世論誘導を行っているとの御指摘もいただいておりますが、このような意図は全くございません。

2 点目の武雄市図書館の視察調査に係る選定経過と感想、評価についてでございますが、私は、これまでも本市の有する歴史的遺産や文化を生かしたまちづくりに意を配してまいりました。一方で、先人が営々と取り組んでこられた中心市街地の形成と活性化がようやく一つの形とならんとする時期にあって、東日本大震災からの復興のシンボルとしてふさわしい JR 仙石線多賀城駅周辺の整備のあり方について検討を重ねてきたところでございます。そのような折、書籍の販売という枠を超え書店を核として人々が憩い、集う場を創出している代官山 TSUTAYA 書店を知り、本という価値を中心に据えた文化発信のありように感銘を受けるとともに、地域文化創造に向けたヒントにもなり得るのではないかと感じました。そこで、このようなコンセプトを有する企業がかかわる武雄市の図書館が開館する際には、ぜひ現地を直接訪れ、本市まちづくりの参考にしたいと考えていたものでございます。プレオープンの際に現地を視察いたしまして、本来の図書館機能に加えて誰にも開かれた場であることを感じました。訪れる利用者の思いや要望に対応できるさまざまな仕組みや工夫が凝らされており、多様なライフスタイルや価値観を有する多くの人々が集い、学び、出会う場となり得ることを実感し、本市においても図書館を核としたまちづくりを検討していきたいと意を新たにいたしました。

3点目の委託業者を1カ月以内には決めたいと語ったという報道についてでございますが、そのような事実はございません。御承知のとおり、この1カ月以内とは、駅北地区の具体的整備に向けて始動するに当たり、施設構成などについて都市計画変更手続が必要であることを踏まえたスケジュールを述べたものであります。また、図書館運営に関する約束をしている事実はございません。

4点目の図書館をにぎわい創出の手段として考えるのではなく、図書館のありようを検討する中で、結果的ににぎわいの創出にも貢献するというのが正しいあり方であるとのことにつきましては、議員御指摘のとおりでございます。私も、図書館のみを取り上げてそのように述べてきたものではございません。説明会でも申し上げましたように、駅周辺整備の集大成として人々が交差し、生活のスタートの地である駅から文化センターを経て、我々が誇る歴史的遺産である特別史跡に続くこの一体を歴史文化地区として形成していきたい。そして、市民のよりどころとして市民の誇りとなるもの、人々がわざわざ来なくなる場所としてまちづくりを進めたいと構想しております。駅周辺には、商業施設はもちろん、福祉施設等さまざまな業種、業態が集積されていくこととなりますが、その中の1つとして図書館と子育て支援施設を設置するという方向で意思決定を行ったものであります。これらが相まって、結果としてにぎわいが創出されるよう検討してまいりたいと考えております。

5点目の図書館行政は教育委員会の所管についてでございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条では、議員御指摘のとおり、教育全般に関する事務を教育委員会の職務権限として規定していると認識しております。同時に、同法では、地方公共団体の長の権限として、第24条に教育財産の取得及び処分が、28条には教育財産の総括が規定されておりますことから、本市のまちづくりをどう進めていくのかという総合的な判断のもとに教育委員会の意見をお聞きした上で、図書館設置に係る総合的判断を行うことは、私の公有財産に関する総合調整権の範囲であると認識しております。

次に、市史編さんについてでございますが、今後の市史編さんのあり方に関する御質問ですので、こちらについても私から御回答いたします。

歴史民俗資料の収集保管は、埋蔵文化財調査センターにおいて継続的に行っております。これらの資料の多くは発掘調査で出土した土器類等の考古資料でございますが、近現代の衣食住や生業等にかかわる歴史民俗資料も市民から数多く寄贈を受けております。今般の東日本大震災の文化財レスキュー活動においても約3,500件の寄贈を受け、現在歴史民俗資料の収集保管件数は約8,700件となっており、その整理を行っているところでございます。また、東日本大震災では、古文書や供養碑などの文化財が被災しており、本市としてこれらの歴史民俗資料などの修復や保存、報告書の作成を行っていくことは、まちの歴史を未来へ継承していくために重要なことと認識しております。

しかしながら、現状の体制ではまだまだ時間を要するものと考えておりますので、市史編さん室の再開につきましては、今後の資料整理の状況も踏まえながら、しかるべき時期が来た段階で新たな市史の発刊の時期なども含め検討してまいりますので、御理解をお願いいた

します。

次に、公文書の保存、整理についてですが、公文書の保存と管理は、多賀城市文書管理規定等に基づき適正に行っております。なお、保存年限終了の後の書類については廃棄することを基本としておりますので、例えば今般の震災関連文書などの歴史的価値があると思われる公文書の保存や管理のあり方について、早急に検討すべき時期にあると認識しているところでございます。したがって、歴史的価値のある資料を後世に残し伝えていくための公文書館の必要性につきましても、あわせて検討していくべき課題であると考えております。ただし、歴史的資料としての選定基準や管理の方法、保管、開示する場所などさまざまな検討をしなければならない事項がございます。近隣自治体の動向や先進自治体の取り組みを参考にしながら、どのような形がよいか研究してまいりたいと思います。

私からの回答は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

それでは、2点目の今後の図書館についての御質問について、私のほうから御回答を申し上げます。

初めに、図書館の移転に関連した質問についてでございますが、図書館を所管する教育委員会としては、駐車場を十分に確保し、図書館利用者が駐車場を利用した際には一定時間無料で駐車することができるよう市長部局並びに駅北開発株式会社との協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

書庫のスペースについてですが、移転後の床面積は、現在の2倍相当となる3,000平方メートルを予定しています。床面積の増加とともに、開架する図書数もふやしていく予定であり、書庫も相当のスペースを確保しなければならないと考えております。

移転後も移動図書館は継続する方針で、設備や施設については十分に考慮していきたいと考えております。

さらに、今回の移転を機に、現施設が抱えている閲覧や書庫などハード面での課題解決も考えております。このため、新図書館の施設配置並びに動線計画等については、今後総合的に検討していくことといたしております。

また、図書館移転後の運営形態については、市民サービスのさらなる向上という視点から、施設が提供するサービスレベルを決定した後に最も適正な手段を選択していきたいと考えております。

次に、次期図書館の構想は35年間の図書館事業の総括の上に次期計画策定の過程で慎重に検討し、広く利用者、市民の声を集約し策定してはとの御質問についてお答えを申し上げます。

現在の図書館運営に関する課題並びに図書館基本計画において積み残しとなっている事項

については、図書館協議会を開催し、平成 24 年度までに検証作業を終えているところであり、したがって、第二次図書館基本計画には、御質問にもあったとおりさまざまな機会に多くの皆様方から寄せられたご意見やご提案を参考にしながら取り組むことになっており、既に策定作業が進行中であります。

次に、基本計画策定のスケジュールについてお答えを申し上げます。

第二次図書館基本計画は、第五次多賀城市総合計画との整合を図る必要があることから、平成 26 年度から平成 32 年度までの 7 力年計画とし、平成 25 年度内の策定を予定いたしております。

また、次期計画でも重視すべき点として、御質問、御提案のあった史都にふさわしい長期的視野に立った系統的な書籍の収集。2 つ目、郷土資料の収集と整理、保存、公開。3 つ目の職員のレファレンス力の向上。4 つ目の他図書館との連携。5 つ、学校図書室との連携。最後に司書の力量の向上についてですが、これらは図書館法に規定する公立図書館が取り組んでいかなければならない基本的事項であることから、図書館移転後においてもより充実した形で取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、いわゆる公立図書館が取り組んでいかなければならない基本的事項推進のためには、直営が不可欠であるという御質問についてお答え申し上げます。

移転後の図書館は、現施設に比べ規模が拡大するだけでなく立地条件も大きく変わることから、それにふさわしいものとなるよう、運営形態につきましても、利用者が図書館に望む姿は何か、市民が足を運びたいような図書館とはどういうところかを念頭に、今後市民にとって最良の方法を検討いたしまして、最も適正かつ効果的な手段を選択してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

8 番藤原益栄議員。

○8 番（藤原益栄議員）

暑いので、2 回目からは上着を脱いで質問させていただきます。

最初に市長にお尋ねしますけれども、私は TSUTAYA などと一言も言ってないと。それから、1 カ月以内に決めるというのは、都市計画上の問題のことであって図書館の委託者を 1 カ月以内に決めるということも言っていないと。そういうお答えでした。

であれば、マスコミ各社にあれば不正確だから訂正してほしいと、私は訂正を申し出るべきだと思います。あの報道でどういうふうな事態になっているかといったら、もうどうせ何言っても決まったんだべと。そういうことになっているんです、今。だから、私、わざわざ先ほど第五次総合計画で 22 ページを引用させていただきましたけれども、市民との協働が今阻害されているんです、あの一連の新聞報道で。だから、本当に世論誘導をやろうなどという意図は全くないんだと言うのであれば、あれは不正確な報道なので訂正してくださいとはっきりと申し入れるべきだし、この場でも申し入れますというふうにはっきりと私は言うべきだと思うんですけれどもいかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

今、藤原議員から再質問いただきましたけれども、私が例えば仮にそれは絶対申し上げておりませんと、撤回してくださいと言って、マスコミが果たして撤回してくれますか。私は、撤回してくれないと思います、そんなこと言ったって。私が、名前言いますけれども、朝日の方と会って、何か言ったことで、どこまで言ったか、私自身が筆記したわけではございませんし、録音もしていたわけではございませんので、どこまで言ったかというのは私自身ももう覚えてはおりませんけれども、それにかかわるようなことを言ったとしたら、私は皆さん方に謝りたいというふうに思いますけれども、そんなつもりで私は言ったことはございませんし、世論を誘導しようなんていうのはもってのほかでございまして、そんなつもりも全くございませんでした。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

訂正を申し入れて新聞各社が訂正をしてくれるかどうか、それはわかりません、最終的に。それはやはり新聞各社の立場で考えてやることだから。だけれども、今大事なことは、市長が訂正を申し入れるということが大事なんです。新聞各社が応じるか、応じないかは別にして、あれは不正確な報道でしたと。だから、訂正してくださいと市長が申し入れること自体が大事なんです。それによって、やはり市長が言っているのは本当なんだと議会も思うし、市民も思うんです。私は言ってないと言いながらも訂正もしないのでは、やはりそう言いながら陰で流して世論誘導やっているんだと。やはり何か約束があるんだと。決めているんだというふうになってしまいますよ。だから、訂正してくれるか、くれないかなんて考えないで、それは新聞社が考えることだから。だから、私は議会や市民に対する最低限の義務として、あれは不正確な報道だったので訂正してくださいと申し入れること自体が大事なんです。申し入れれば、新聞各社が応じなくても、申し入れたことぐらいは記事になるでしょう、それは。そういう申し入れがあったと。それから、申し入れましたと議会に報告があれば私も納得します。やはり新聞のほうでなくて市長の答弁を信用すべきなんだと私も納得します。そこをやらないで、いや、言ってない、言ってないと言っても信用されません、それは。もう全国に知れ渡っているんですから。再度どうですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

全国に知れ渡っているというのは、武雄があったから知れ渡っているわけございまして、その反響というのはやはり大きいものだというふうに思います。ただ、これはよくよく考えた上で判断いたしますけれども、訂正記事というのを私見たことはありません、ほとんど。

出たとしてもほんのちょっとでどこかの端っこに載っているとかそんな感じでございまして、私自身、いろいろと皆さんとちょっと相談しながら考えてみたいとは思いますが。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

ふだん市民との協働、市民との協働とあれほど言っていて、枕言葉みたいに言っていて、ここで訂正を申し入れますと言えないんですか。私言ったように、新聞社が訂正を書くかどうか、それは別でしょう。だけれども、市長があれは間違いなので訂正してくださいとそういうことを申し入れることによって、市長の言葉が初めて信用されるんです。幾ら言わないと言ったって訂正も申し入れないのでは、やはり市長は陰で何か約束していると。そういうふうにはいけません。もう一回だけ聞きますから。あと聞いたら次の項目に移りますから。こればかりやっているわけにはいけません。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

ですから、よくよく考えた上で判断させていただきたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

私は、こういう場所で訂正を申し入ると言えないというところに、市長のはっきり言えないところが新聞報道になっていると、余りは言いませんけれども。市長は何か後ろめたさを持っているのではないですか。（「そうではないです」の声あり）いや、だったら訂正申し入れたらいいと思います。この問題だけやっているわけにはいけませんので次に行きますから。それから、5月29日だったか、説明会で3月30日に市長以下6人が武雄の図書館を見学をされたという報告がございました。私は、TSUTAYAが多賀城に来てくれる、あるいは駅前に来てくれる。これは歓迎すべきことだと思います、来てくれるのであれば。伏谷議員が泉のTSUTAYAを見に行ったと言いましたけれども、私もきのう見てきたんです。いやいや、広いこと、広いこと。そろえている書籍、CD等の点数は80万点。なぜかワインまで売っていました。文房具も売っていました。とにかく大変な広さです。来てくれるんだったらそれは歓迎したいと私も思う。だけれども、図書館をTSUTAYAに委ねることとは、これは全く別問題です。私は、図書館はTSUTAYAに委ねるべきではないと思っています。6人も視察に行ったわけですからちょっとお聞きしたいんですが、武雄市の図書館は書庫はどういうふうになっていました。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

3月の時点で私も市長と同行しておりますけれども、武雄市の図書館は基本的に開架方式ですので、書庫はございません。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

TSUTAYAに委託する前からなかったのか、TSUTAYAに委託するに当たって改修をして書庫をなくしたのか、どちらですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

TSUTAYAに委託する以前は開架部分と、それから閉架部分ということで書庫があったというふうに聞いております。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

何万冊の閉架書庫能力が幾らになったという認識ですか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

武雄市の図書館全体で約20万冊ということで伺っていましたが、開架していたのはその約半分だったというふうにそのとき伺っております。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

市長にお尋ねしたいんですけれども、市長は見に行ったらけれども、書庫なんかは眼中にないわけだ。それでいいんですか。私は、図書館に書庫は絶対に欠かせないと思います。本屋は、書店はお客さんに来てもらって、本見てもらって、買ってもらうなければいけないんです。だから、基本的に書店は全ての本を本棚にずらっと並べて買ってもらう努力をするんです。売れない本は3カ月ぐらいしたらもう返品するんです。本屋は書庫要らない、確かに。だけれども、図書館は違います。商売のためにやっているのではないんだから。たまにしか見えてくれない本だってあるかもしれないけれども、貴重な資料がいっぱいあるわけです。だから、どこの図書館だって書庫があるのは当たり前なんです。

市長にお尋ねしますけれども、県立図書館が開館をした当時、市長は県会議員だったと思います。平成10年3月21日です。多分落成式か開館日に県会議員は呼ばれて施設説明を受けていると思うんです。県立図書館の場合には、総蔵書能力が幾らで、書庫収蔵能力が幾らか記憶にありますか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

県立図書館の件でいろいろと環境等についてはかなり具体的に、私は全員協議会かな、でかなり申し述べたことがいっぱいございました。ただ蔵書数とか何かはちょっと覚えておりません。環境問題で、ああいう状況でいいのかということと言った覚えはありますけれども、ちょっと中身に関しては覚えておりません。

それと、先ほどの書庫については、あそこは、TSUTAYA のやっているやつは開架式が大前提だから書庫は持たないというたしかそんな形は私は薄々覚えていましたけれども、薄々では困りますので副教育長にお願いしたわけでもございまして、埋もれている本、確かに書庫も恐らく図書館をやる場合には必要になってくるかなというふうに思っておりますけれども、やはり触れてないいろいろな本がだっと並べてあるというのは魅力なんです。やはりその辺も図書館の展開としてこれから前進していく要因になるのではないかなと、私は思っております。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

なければなくてもいいんだという発想だ、市長は、図書館に。市長は武雄以外にどこ見ました、図書館。武雄以外の図書館でそういうところありました。武雄以外の図書館でどういうところを見て、書庫のない図書館ありましたか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

そこまで調べたことございません。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

何かあっけにとられているんだけれども、私。不可欠なんです、図書館に書庫というのは。なぜかという、大容量の本を収蔵するにはやはり書庫が必要なんです。それから、開架スペースは手が届く範囲に配架するものなんです。配架というのは本を並べるものなんです。だから、それは多賀城の図書館に行ったって、県の図書館に行ったって、どこの図書館に行ったって、届かないところに本を置いて開架していますと言っている図書館なんかありません。私も土曜日に県の図書館に行ってきたけれども、みんなこうやって手が届く範囲に本というのは置くものなんです。そして、一定の間隔をあけて置くものなんです。ゆとりを持って安全に。しかも、地震が多発するわけですから、それでも宮城県図書館に行くと、多分多賀城も同じだと思うんだけれども、地震のときには本棚から離れてくださいとなって

いるんです。武雄の図書館は、開架、開架と言うけれども、書架の高さどのぐらいだか知っていますか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

かなり手の届かないところまで本が並べてあります。ただ、わかったことですが、一番上のほうは本があるかのように、中身はないんです。そういう演出を図っているところもあるということでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

私は、よくこれで図書館云々と言えるなと本当に思います。書庫が図書館にとってどんなに大事か。例えば、水沢の図書館に行くと、本館があって、左右、東西と後ろに書庫を増設できるようにしているんです、水沢は。多賀城だって20万冊の蔵書がありますが、7万冊は書庫なんです。塩竈は27万冊の蔵書のうち9万7,000が書庫なんです。だから、書庫があるから開架スペースがゆとりを持って配架できるんです。並べたからって、それを開架と言えるのかと。市長、聞いているの。並べたからって、私は本当によくあんな3.9メートルも本並べたなと思います。この1つとってみても、私は武雄のまねはすべきでないと思うんですけどもいかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私申し上げましたように、手の届かないところまでというのは誰も見ない本です。本というのはからの本を置いていますという。あそこの説明してくれた方がそんな話をされておりました。

それから、書庫も、私も気づいてなかったんですけども、教育長のほうからの答弁で相当のスペースを確保しなければならないと考えておりますとちゃんと答弁しているわけでございますよね。ですから、多賀城の図書館つくるとしたら書庫も相当のスペースを確保するというところでございます。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

無条件で武雄がいいと言っていった今までの経過からすると、今の答弁は一步も二歩も前進です。だから、武雄は参考にしないということですね。書庫をなくするような図書館は図書館ではないというふうに言ったのと同じだと思います。だから、私は今の答弁は前進であるというふうに評価しておきましょう。

それから、作業場を5分の1にしたんですけども知っています。図書館にとって作業するところはどうしても必要なんです。それはなぜかということ、新刊書を受け入れると、それに全部番号をつけて、本を補強して、その本のデータを打ち込んで、それで初めて開架のほうに回ってくるんです。だから、どうしても図書館にはそういう作業するスペースが必要なんです。それから、傷んだ本については、それは補強したり必要なんです、そういうことが。ところが、こんな無駄なスペースは要らないといって実に作業場も5分の1にしたんだ。だから、もう図書館関係者からすると驚くことばかりなんです。ちょっと時間がなくなってきたので次に移りますが。

市長は、全史協の会長、2年でしたか。4年ですか。2期4年ですね。全史協の会長4年やりましたね。それで、武雄市の歴史的な特徴はどういうものだというふうに理解していました。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

あそこの武雄に行ったときに改めて思いましたけれども、鍋島藩という非常に明治維新に影響のあったそういう歴史的な背景を持つところで、あの場所自体も藩邸の跡ではなかったかなというふうに、非常にいい環境のもとにあの図書館が建てられたなというふうに思っております。短くてごめんなさい。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

いや、十分です。蘭学館、御存じですね。蘭学館がどうなったか御存じですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

あそこの中にあつたやつだったかな。ちょっとわかりません。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

一緒に行った6人の方でどなたか、蘭学館のことわかる方いませんか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長（兼）教育総務課長（大森 晃）

蘭学館があった場所は、円形の場所であり口から入ったところですけども、そこは現在はCDとDVDのレンタルの場所になっております。ただ、蘭学館にあった資料につきましては、隣に蘭学企画展示室というのが新たに設置されまして、そちらのほうに展示物等につい

ては移動しているという話は聞いております。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

全史協2期4年やったんですね、市長は。だから、私はやはり歴史や史跡を重んじるということはどんなに大事かということをよく御存じだと思います。先ほど武雄市の歴史については正しい御回答がありました。

それで、だから武雄市では図書館の脇に蘭学館をつくって、その歴史資料館の常設展示やっていたんです。蘭書138点だったと思いますが、鍋島、いわゆる武雄市にそういう蘭学、組織を挙げて蘭学研究をやった書籍やら地球儀やら大砲やらそういうものがいっぱいあって、蘭学館で常設展示していたんです。そこをTSUTAYAのレンタルショップにしたんです。多賀城で言うと、文化センターの、埋文センターの常設展示室をTSUTAYAのレンタルショップにしたようなものなんです。これは何も武雄市の皆さんが決めればよい問題だけれども、全史協を2期4年やって史都多賀城を標榜しているまちがまねするような図書館ではないのではないかと、私は率直に言って思います。そういう気はしませんか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

さっき副教育長のほうからお話ししましたように、その蘭学館自体がすぐ裏側のところに移転したということでございますから、全てないがしろにしたわけではございません。恐らくその大切さを知っていて、武雄のほうではスペースはちょっと狭くなったみたいですが、そちらのほうでその歴史を皆様方に知らしめるべくスペースをとったということでございますから、それだけでは多賀城と比較されるのはちょっと困るなというふうには思います。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

いや、私が言うのは、武雄のことは武雄の皆さんが決めればよい問題です。ただ、全史協を2期4年もやって、1300年の歴史を持つ多賀城が、そういう武雄市の最大の特徴です、蘭学研究を組織挙げてやったというのは。そういうわざわざ常設展示やっていたのにそこを閉鎖してTSUTAYAのレンタルショップにするというのは、私はちょっと多賀城の感覚とは相入れないのではないかと。何でそういうことを全史協4年やった会長が言えないのかなと。非常に残念に思います。

次に移りますが、結局武雄の図書館というのは10万冊あった書庫をほとんど2万冊と書いていますけれども、8万冊は潰したわけで、その書庫は潰したと同じです。その2万冊分は恐らく貴重資料です。いつも開架してさらしておくのと傷んだりして使い物にならなく

なるのが出てくる。だから、そういう貴重本を収納するために恐らく 2 万冊分だけの閉架書庫は残したんだと思います。だけれども、基本的には書庫を潰したんです。

それから、作業スペースは 5 分の 1 にする。

それから、現地からの報告だと、書架整理もきちんとされてないというのが九州の司書をやっている人たちからいろいろ情報が来ています。

それから、さっき言ったように、改修を CCC に丸投げをして、CCC にそういう改修をさせたんです、みんな。蘭学館もそういう過程の中で潰したんです。

だから、私は、ここにあるのは本屋の発想であって図書館の発想ではないと思うんです。私は、CCC には図書館運営のノウハウはないのではないかと。ないのではないかとというよりもないというふうに思っていますけれども、市長はどういうふうに思っていますか。決めただけでないというのは重々承知しているんです。決めただけではないというのは重々承知しました、先ほどの話で。だけれども、有力な候補の一つにまだ挙がっているんでしょう。だから、私は有力な候補から外しなさいということをお願いしたいけれども、何でこういうふうになるのかというのは、図書館のノウハウがないからだ。書店としての発想しかないからこういうふうな改造になったのではないかとというのが私の意見なんです。だから、決してまねをしてはいけないと思っているんですが、CCC に図書館運営のノウハウはないというふうに思いますけれども、市長はいかがお考えですか

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いや、それは私自身行って見て、百聞は一見にしかずだから、藤原さんのほうでもぜひ行ってごらんになっていただきたいなという思いでございまして、実体験していただくのが一番ベストではないかなというふう思っております。

私は、やはりあれだけの方々が、相当数の方々がもう入館しているということで、それだけ魅力のある図書館、そして本屋だから、そういう面で私は武雄の本当に中心としてあの市長がそれなりのことを考えたからあそこまで行ったのかなというふうに思います。絶対まねはしないでとは言われましたけれども、やはりいいところはとって魅力のある図書館づくりをしていきたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8 番（藤原益栄議員）

5 分前ですね。市長は、CCC の定款とかお読みになったことありますか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

まだ読んでいません。

○議長（板橋恵一）

藤原議員。

○8番（藤原益栄議員）

幾ら定款を目を皿のようにして見ても図書館出てこないです、定款に。だから、もちろん市長が言うように、行ってみないとわからないこともあります。だけれども、行かなくてもわかることなんです。書庫が10万冊から2万冊になったとか、作業スペースが5分の1になったとか、CCCの定款には図書館は出てこないだとか。これはCCCの文書です。だから、結局書庫はどうでもいいと。まちの歴史はどうでもいいと。作業場はどうでもいいと。そういうふうな改修になってしまったんです。私は、行ってみて人がいっぱい来ていたと。よかった、よかったと。そういう話で済む問題ではないと。

それから、最近長崎の方から情報寄せられたんですが、長崎観光バスが武雄の図書館に観光ツアーするんだそうです。夏休みの8月5日だったかな。これは図書館会ではもう全く非常識なんだそうです。夏休みというのは、子供たち、小学生も中学生も高校生もどっと図書館に押し寄せて大変忙しい時期なんだそうです。そういうときに観光バスで、観光で行くんですよ。それを武雄の図書館では受け入れたんだそうです。これは図書館関係者の中では驚きの声で見られています。だけれども、それは図書館ではなくて書店屋なんかの発想だとそういうことになるのではないかと思うんです。だから、私は、行ってみて人がいたから、人がいっぱい入っていたから、だからよかった、よかったと。そういう単純なものではないと。やはりもう少し図書館のことを真面目に勉強した上で発言をしていただきたいと。

最後に言いますが、私は何もTSUTAYAに来てほしくないとか言っているんでないですよ。図書館を任せるのが考えものだと言っているのであって、駅前に来てくれるというならそれは来てもらったほうがいいと思います。そこを出発の時点で、図書館の運営とTSUTAYAとごちゃまぜになってしまったから複雑な議論になっているのであって、私はきょうの質疑を踏まえて、もう少し慎重に考えて丁寧な対応をしていただきたいと。それで、駅前の開発成功してほしいというのは私も思いは同じですから、そういうことでこの問題には臨んでいただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後1時30分といたします。

午後0時25分 休憩

午後1時30分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

16番昌浦泰巳議員の登壇を許します。昌浦議員。

（16番 昌浦泰巳議員登壇）

○16番（昌浦泰巳議員）

私の質問は、本市における子供の貧困対策についてであります。

私は、昨年(平成 24 年)6 月 19 日の平成 24 年第 2 回市議会定例会一般質問で、児童・生徒の教育格差是正策について質問をさせていただきました。質問の動機は、2009 年、平成 21 年の統計で子供の貧困率が最悪の 15.7%になったことにショックを受けてのことでした。

今年 5 月 13 日の東京新聞社説によると、日本の子供の貧困は想像以上に深刻です。世帯所得の中央値の半分未満の家庭で暮らす相対的貧困率は、経済協力開発機構(OECD)加盟など 35 カ国中の中で 9 番目の高水準です。2006 年、平成 18 年は 14.2%、そしてさきに述べた 2009 年、平成 21 年は 15.7%。3 年間で新たに 23 万人が貧困に陥りました。日本全体では 300 万人以上、6 ないし 7 人に 1 人の子供が親の低所得によって経済的な不利にさらされております。貧困率が急速に高まったのは、非正規雇用がふえ、子育て世代の所得が減ったからです。日本の平均世帯の所得は、この 10 年間で約 120 万円も下がりました。特にひとり親世帯の半数は貧困で、貧困率は OECD の中で最も高く母子世帯の母親の収入が激減していることが大きいのです。それは、女性のほうが非正規の仕事につく割合が高いからです。大学など高等教育への進学を諦め、同年代が体験することをできない子がいます。激しくなる一方の格差社会でこの問題を放置すれば、貧困は固定化されるばかりなので、親から子への貧困の連鎖を断ち切らなくてはならない状況にあると書いています。

この記事の内容は、昨年第 2 回市議会定例会一般質問で私が質問の中で申し上げたこととほぼ同じで、いまだ日本は経済協力開発機構加盟 31 カ国中の中で対国内総生産比で教育機関に対する公的支出の割合が最下位であります。このまま子供の貧困を放置していたら、日本の未来は暗たんたるものになるのではと憂いておりました。

そのような折、6 月 24 日会期末を迎える今国会で、子どもの貧困対策法を議員立法で成立させる動きが本格化しています。子供を貧困から救い、希望の未来を与えるために取り組む法律です。与野党は、5 月 30 日、子供の貧困対策を国が実施する責務を明記した子どもの貧困対策法(案)について 31 日の衆議院厚生労働委員会で全会一致で可決することを決めました。与野党の実務者は、30 日、同法案の修正を協議し、子供の貧困率の指標改善に向けた施策を条文に盛り込むことで一致し、附則で 5 年後の法案の見直し規定も盛り込みました。そして、子供の貧困対策法案は、31 日、衆議院厚生労働委員会で全会一致で可決されました。焦点の子供の貧困率の扱いでは、野党側が主張した数値目標の明記は見送られ、後に政府がつくる大綱で改善策を定めるとの内容になりました。私は、数値目標が設定されなかったのには不満ですが、それでも子供の貧困対策は大きく前進したと思います。子供の貧困対策法案は、6 月 4 日、衆議院本会議を通過し、参議院審議を経て今国会で成立する見通しとなりました。きのうの時点でちょっと調べたところまだ参議院では審議会していません。記憶しております。ですが、見通しとしては通過の予定のようでございます。私の手元に法律案の概要と要綱案文があります。これです。法案には、第 3 条に国の責務、

第4条には地方公共団体の責務としてこう書かれています。地方公共団体は、基本理念にのっとり、子どもの貧困対策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。法が施行された当初は、都道府県は、子どもの貧困対策計画を定めなければならないとされておりますが、早晚市町村にも計画の策定や施策の実施が求められることでしょう。

そこで、少々気が早いとは存じますが、子どもの貧困対策法案が可決され施行されたことを想定し、本市がイの一番に取り組むべきと私が考える内容で質問させていただきました。これは、法が施行されてからと言わず今すぐにも取り組むべき課題と言えます。教育への投資は、将来彼ら、子供らが社会人になれば、税金や社会保険料となって返ってきます。未来への投資をためらわず、知恵を絞る時期は今にほかならないと私は考えます。ちまたで話題の流行語に、予備校講師、林修氏が言った言葉があります。「いつやるか、今でしょう」。そういう流行語、まさに将来の多賀城市を活気にあふれ、若者も高齢者も、とりわけ多くの子供たちが暮らしているまちにするか、高齢者だけが住み、昔を懐かしんでいる年金者タウンのまちにするかは、今の施策によって決まります。

最初に、質問要旨に記載した事項について触れてみたいと思います。

本市の現状と将来の施策をまずもって知りたいと思いました。特に現状を知ることにより、何をつけ足して何を新規にすべきかがわかります。市当局にとっては、支援別の項目ですので多くの部門の回答を集約しなければならない手間がかかるとは存じますが、子供の貧困対策はオール多賀城市役所でなし遂げねばならないと私は考えます。子供の貧困対策について、現在取り組んでいる事業及び施策と、これから必要となる施策や事業について、支援策別に、教育支援、生活支援、就労支援、経済的支援の順にお答え願います。

次に、市の行政のトップである市長、教育長の子供の貧困対策について行政が果たすべき役割などをどのように認識し、法が施行された場合どのような施策を展開するのか、ぜひとも聞いておかなければならないと考えました。子供の貧困対策法が施行された場合、どのようなお考えのもとに市長、教育長は施策を展開されるのか、お聞かせ願います。

子供の貧困対策法の成立を待たずに今すぐできる本市独自の取り組みがあります。それは、学習支援の取り組みです。国は、子供の貧困への総合的な対応の中で、生活保護世帯に対しては教育扶助学習支援対象学年の拡大、生活困窮家庭の子供に対する学習支援等を行う事業の制度化、ひとり親世帯対策に学習ボランティア事業の実施などを挙げています。今、子供たちの学力の二極化と学習意欲の二極化が進んでおります。貧困スパイラルを脱却する有効な手段は教育であります。ゆえに、本市としては貧困状態のお子さんはもちろん、市の児童・生徒全員の学力向上に取り組むべきときであると考えます。

今次、多賀城市立図書館を多賀城駅前に移すと市の政策決定がなされ、私たち市議会議員に説明がありました。利便性がある多賀城駅前に図書館を移転することに、私は否は唱えませんが、私の関心事は、駅前に図書館を移転した場合、現在の図書館をどう使うかであります。私は、ブックモービルの保管場所は現在の図書館が最適と考えます。その意味でも、現在の

図書館は新図書館のバックアップの場所として耐震補強を十分に施し、蔵書を移転してあったスペースを利用して、本市の児童・生徒のための学習支援センターにすべきと考えます。子どもの貧困対策法が施行されますと、さまざまな事業を実施することになります。そのためのセンターとしても現在の図書館は利用できます。学習支援センターができて子供たちの学びの場として活用されても、ただ自習だけの施設では何にもなりません。子供の学びを適切に助言、指導するアドバイザーがいてこそその学習支援センターではないでしょうか。市独自で学習支援ボランティア制度を確立し、学ぶのも市内の子、教えるのも市内の人というセンター運営をしてはどうでしょうか。小中学生には高校生や大学生のお兄さん、お姉さんがそばで助言してくれることは、年齢のそう違わない頼れる存在になるのではないのでしょうか。ただし、大人が運営の主体であることはもちろんのことです。

貧困とは、労働と生活の両面で自立した家計を営まれなくなる状態を言うとは私は考えます。失業、就労していても家計が苦しい状況、高齢、疾病、障害、労災、子供が多いなどの要因で生活維持困難な事態になっていることです。世の中で一番の弱者は子供です。その子供が貧困から脱する手段は学力だと私は考えます。子供が自主的に学び、学力向上のために学びの拠点を市が保障すべきときであると思います。

質問要旨(3)(4)に記載した将来、現在の図書館を児童・生徒の学習支援センターとし、市独自で学習支援ボランティア制度を設け、学習支援センターに配置されてはどうでしょうか。市当局のお考えを伺います。

○議長(板橋恵一)

市長の答弁を求めます。市長。

(市長 菊地健次郎登壇)

○市長(菊地健次郎)

昌浦議員の御質問にお答え申し上げます。

本市における子供貧困対策について、1点目と2点目をまとめてお答え申し上げますが、そのうち教育支援につきましては教育長より答弁させますので、よろしく願いいたします。

まず、子供の貧困対策についてでございますが、現在本市で取り組んでいる経済的支援につきましては、生活保護制度のほか、ひとり親家庭に対する児童扶養手当制度や医療費の助成制度による支援を行っております。また、生活保護制度につきましては、今回の制度改正により、大学進学を目指す子供の入学費に充てるため生活保護費の貯蓄を容認するなど、子供の健全育成や貧困の連鎖の防止、自立の助成が図られることとなっております。

生活支援や就労支援につきましては、これまでも各家庭の実情に応じてケースワーカーや生活相談員、就労支援員や家庭児童相談員などがさまざまな相談に応じておりますが、今後も個々の実情に合わせたきめ細やかな支援を行ってまいります。

次に、子どもの貧困対策法についての御質問でございますが、我が国の子供の貧困率はOECD加盟国の中でも高く、子供の貧困の解消、教育の機会均等、健康で文化的な生活の

保障、次世代への貧困の連鎖防止などを推進するため、今般成立見通しである子どもの貧困対策法は大変重要であると認識しております。子供が夢と希望を持って生活できる社会を実現するため、今後示される政府の貧困対策計画などを注視しながら、本市としても必要な支援に取り組んでまいりたいと思います。

私からの回答は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

（教育長 菊地昭吾登壇）

○教育長（菊地昭吾）

続いて、私から教育支援に関して1点目から4点目までの御質問にお答えを申し上げます。子供を取り巻く経済的な環境のいかに問わず、個性と能力に応じてひとしく教育を受けられることは、教育行政の責務であります。

本市の児童・生徒の現状を申し上げますと、震災以降、子供たちを取り巻く環境の変化により、学習意欲の減退や学習活動に落ちつきが見られない児童・生徒が増加傾向にあります。これまでも学校教育における教育の質の向上を図るため、教職員の研修の強化はもとより、市独自の特別支援教育支援員、学習指導支援員、理科教育支援員、心の教室相談員など、平成25年4月1日現在で48名の支援員を学校に配置しきめ細かな指導に配慮をいたしているところでございます。また、スクールソーシャルワーカーの派遣の関係機関との連携などにより、問題発生時の迅速な対応や児童・生徒の心の安定を図る取り組みを強化してまいりました。このような取り組みが教育の格差発生の抑止にもつながっていると考えております。

また、本市の就学援助の具体的なことを申し上げますと、5月1日現在、要保護児童・生徒44名、準要保護児童・生徒628名、合計672名となっております。その援助内容は、学用品、新入学用品、学用品費です。それから、新入学用品費、学校給食費、修学旅行及び遠足等校外活動費、医療費など義務教育に伴う費用の一部を支給するものであります。

次に、子どもの貧困対策法が施行された場合、どのような考えかとのことでございますが、子供の貧困対策の趣旨は、どちらかという上級学校への進学への断念や学業途中での中退等が論点となっておりますが、不登校のかかわりも指摘されておりますので家庭環境の状況をしっかり把握をいたしまして、多様な問題に対応する必要があると考えます。

また、図書館を学習支援センター及び市独自の学習支援ボランティア制度については、国や県の貧困対策計画が今後明らかになりますので、その動向を見守り研究してまいりたいと考えております。

なお、多賀城スコールの夏休みに加えて、冬期はウインタースクールについても東北学院大学の学生ボランティアを伴って好評をいただいておりますことから、今後とも教職員の資質の向上とあわせて児童・生徒にひとしく教育が行き渡るような施策を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（板橋恵一）

16 番昌浦泰已議員。

○16 番（昌浦泰已議員）

今、市長、教育長の御答弁を聞いておって、お 2 人の答弁から感じたことは、確かに対症療法はもう他の市町村に負けにくいぐらいのいろんな施策を打っていらっしゃるんです。これはもう当然私も認めるところです。しかしながら、一番の根本原因であり、なおかつ将来に向けてこれから積み上げていかなければならないというところを、実はまるきり手をつけてないように感じるんです。私ども申し上げましたでしょう、一般質問の中で、貧困スパイラルから脱却するのは、児童・生徒が刻苦勉励して学力をつけて、いろんなところに、いろんな職業につけるぐらいの実力を養っていくことが私必要だと思っているんです。それに関しては、お答えの中では、1 つは市長は貧困対策を大変重要なことであると。これから法を注視して必要な支援をと考えていらっしゃる。それはありがたいです。

それから、教育長、動向を見守り決めたいという言葉です。これはちょっと私にとっては非常に失望しました。やはり図書館というのはすごく魅力ある土地なんです、あそこは。学習環境としてはすばらしいところだと思うんです。毎日 8 時から夜中の 8 時まで開けなんていうことはもう到底申し上げません。だって、児童・生徒来れないんですから。ですから、仮に午後の 3 時から例えば 8 時とか。児童に関しては 7 時までとかというふうな。あるいは、土日は 1 日使うとかというふうな、そういう学びの場というものをきちんと保障していくというのは、もう急務だと思うんです。まずは第 1 回目の質問、市長のお考えはわかりましたので、教育長、申しわけないけれども、この学習支援センターというもの、これは私これからの子供たちの学びを保障する意味で非常に大事なことだと思うので、その辺、教育長は支援センターというものを必要なのか、必要でないのかというあたりをぜひとも御答弁ください。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

学校外の子供の学習支援、これは確かに大事なことだと思います。貧困どうのこうのと直接かかわらなくても、そういうふうな体制がまちの中にあるというようなこと。本市において、多賀城スコーレと冬場も増加しまして力を入れているというふうなことであります。

それから、今事業を進めている中に、学校支援地域本部事業というの、これ御存じだと思いますが、震災がなければもう少し進んだわけですが若干足踏みをしました。今、東豊中学校区でそれを進めております。これは中身は何かというと、見守りから始まってまさしくボランティア、あと学習の支援、行事支援、それからプラスしてキャリア教育というのを中学校進めておりますので、そちらの会社その他の事業所の紹介とかそういうふうなものも含めてやっておりますので、今やっている事業も当然進めなくてないものですから、これにしっかりとやっていきたいというふうなこと。

それから、図書館これからどういうふうにするかというのは、今後論議をしなくてはいけません。ここでこうする、ああするという即答できませんが、ただし図書館の支援ボランティアがおります。団体数5つかな。約50名の方々がボランティアで読み聞かせ、学校に出向いたりして。そういうふうなこともありますので、学習支援のボランティアを否定するのではなくて、そういうふうなことも学校教育支援の中に入るのかなと思っております。ここで必要であるのか、ないのかというふうなことで、その学校外学習支援というのは、これはこれからももっともっとやはりやっていかなくてはいけませんというふうなこと。直接この貧困というふうなことはまた若干趣は違うかと思いますが、そういうふうなものが大事だというふうな思っております。以上です。

○議長（板橋恵一）

昌浦議員。

○16番（昌浦泰巳議員）

私がいろいろと質問させていただいている中で、多賀城スコーレという形で発展形がなされたり、あるいはスクールソーシャルワーカーは多賀城市教委は物すごくそれに意を呈してくださっている。ありがたいことだと思っています。

私のこのいろいろな今までの質問の中でのいわゆる集大成的な考え方がここなんです。貧困対策というのは、確かにいろんな支援別の対策が施されて、それでなし得るものなんですけれども、やはり何度も私が一般質問、昨年も言っていますけれども、学力をつけていくということが貧困対策の中で子供がとり得る手段なんだということだけ御理解ください。これはもう絶対前提条件であると私は確信してやみません。

それから、あとこのボランティア制度云々ということもなんですけれども、やはりお子さんに動機づけをする人という、中国に「一字の師」ということわざがあるんです。たった一文字を教えてもらった人でも、その人は生涯の先生になると。そういう「一字の師」というのございますけれども、自宅で勉強するには限度があるんです。だから、やはりそうそう学習塾に行ける人だけがいるわけでもない。そういう状況の中では、何かしら勉強のヒントはもらえるところというのかな、それから学びというものに動機づけをしてもらうようなところというのを公的に保障していくというのは必要だと私は思いますので、いずれ今ここでいわゆる議論も経ないで、いわゆる教育委員会の中での議論も経ないでどうのこうのというのはちょっと私も質問するのも酷なことを聞いたかなとも思うんですけれども、この図書館というものはすごく大事ですから、これは絶対に、一番まずいのは転売することです。これはやめていただきたい。そして、多賀城市は土地とか箱物の数が少ないので、ぜひとも新しい図書館に移った際の旧の図書館と表現していいのかな、今の現行図書館を絶対に何かしらに公の財産として残して、できれば教育財産としてお使いいただきたいと。私、そういう思いがありますので、今回は将来のことについて聞きましたので、一問一答ではなくて総括質問させていただきました。

最後は要望にしておきます。図書館利用法をこれからいろいろ検討されるんでしょうけれ

ども、イの一番にはやはり学習支援センターのような基本中の基本のほうを念頭に置いていただきたいということを要望して終わります。

○議長（板橋恵一）

13番根本朝栄議員の登壇を許します。根本議員。

（13番 根本朝栄議員登壇）

○13番（根本朝栄議員）

私の質問は、通告どおり次の3点でございます。

まず初めに、一部損壊の方への支援拡充についてお伺いいたします。

今議会の補正予算に計上され可決されました多賀城市被災者住宅再建総合支援制度は、東日本大震災により半壊以上の被害を受けた方が建設、購入及び補修する場合に支援される制度であります。この制度は、県からの復興基金、交付金を財源として実施される制度であります。当初は津波被害地区の再建に限られていたため、地震被害地区の皆様が対象になっていないこと、また住宅ローンの利子補給の支援はあるものの現金で建設、購入した方への支援がなく大変懸念されておりましたが、当局の計らいによりこういった問題にもしっかりと対応した制度設計となっており、一定の評価をさせていただきます。

この制度の中身について簡単に申し上げれば、半壊から全壊まで罹災区分ごとに被災地域あるいは再建先によって分類し、再建方法が建設、購入か、あるいは補修かによって支援額が決定する内容になっており、あくまで半壊以上の被災者を支援する内容であります。

一方、一部損壊の方への支援は、被災住宅補助事業として住宅を補修する方へ上限10万円を助成しておりますが、補修するよりはるかに資金が必要な建設、購入する方へは何ら支援がなく公平性に欠けております。市民の方から、私の家は傾いていますが、罹災証明書は一部損壊でした。傾いているため気持ちが悪くなるので、資金もない中ようやく建てかえました。10万円の補助金を申請しに市役所に行きましたが、補修ではないので補助金は出せませんと言われました。そんなばかな話がありますかと叱責されたのであります。また、ある市民からは、私の家は損壊がひどく再調査に来てもらいましたが、損壊の程度が19点で半壊以上になる20点には及ばず一部損壊のままです。これから建てかえようと思っておりますが、一部損壊の建てかえにも支援をしてほしいとの要望をいただきました。このような市民の声を当局は、そして議会はしっかりと受けとめなければなりません。多賀城市被災者住宅再建総合支援制度と被災住宅補助事業、この2つの事業の中で一部損壊の建設、購入の支援だけが抜け落ちている現状を市長はいかがお考えでしょうか。一部損壊の方が建設、購入した場合に支援する新たな支援制度を立ち上げ、一部損壊から全壊までの全ての罹災区分で建設、購入と補修の支援が可能となるよう、市独自の支援策を講ずるべきと考えますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、私道整備補助金の拡充についてお伺いいたします。

私道整備補助金につきましては、生活道路となっている私道を生活環境向上のため市から補助金を受けて整備する補助事業であり、平成18年度に制度改正が行われ現在に至って

おります。平成 18 年度の改正以前の対象と補助額については、5 世帯以上の持ち家住宅の皆さんが使用する私道で、その延長が 35 メートルあり、かつ幅員が 4 メートル以上であれば整備費用の 80%の補助でございました。また、要件は同じで幅員が 4 メートル未満の私道については、整備費用の 50%を補助していたのであります。

しかしながら、制度が改正された平成 18 年度以降は、5 世帯以上と 35 メートルの要件は同じであります。幅員が 4 メートル以上で補助金が整備費用の 50%となり 30%も補助金が減額されたのであります。また、4 メートル未満の私道については、補助金が全くなくなり大変厳しい改正となりました。そのため、その後 5 年間は、この制度が全く活用されず、そればかりか予算書には予算額が計上されず科目設定のみとなった年度もございました。

多賀城市私道等整備事業補助金交付規則第 1 条には、この規則は、私道等の整備を促進する町内会等に対し、その整備に必要な経費の一部を補助することにより、生活環境の向上を図ることを目的とすると規定されております。ここに規定されているように、私道を使用する住民の皆様の生活環境の向上を図るためには、どうしてもこの補助金を活用して整備する必要がありますが、その対象と補助額が縮小された昨今では、使い勝手が悪く私道が改善されにくい状況となっております。ゆえに、私はこれまで予算特別委員会や決算特別委員会の中で何回となく制度拡充について質問してきたのであります。

また、超高齢化社会を迎えた今日において、高齢者の方や障害者の方が車椅子でも通れるように、この補助金を活用して道路を改善することは、地域福祉の向上と防災的側面からも大変重要と認識するところであります。したがって、私道を使用している地域住民の皆様が、この補助金を活用して整備しやすいよう私道整備事業補助金を平成 18 年度以前に対象と補助額を戻し見直しを図ってはいかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

最後に、岩切駅南口の連絡自由通路についてお伺いいたします。

岩切駅南口の連絡自由通路の早期実現へ向けた活動については、かなり以前から進められてまいりました。私も議員に当選させていただいた平成 7 年当初から、地元の皆様から早期実現について要望がたくさん寄せられてきました。菊地市長が県議会議員の時代にも積極的にこの問題に携わっていただき、仙台市や JR に区長さんらとともに陳情したことは大変懐かしく思い出されます。岩切駅を利用する多賀城市民の皆様を初め、地元の区長さん、県議、市議の皆さん、そして仙台市の住民の皆様、宮城野区の県議、市議の皆様などあらゆる皆さんの御尽力によりましてようやく話がある程度進み、仙台市においては岩切駅を橋上駅にする方針を定め、平成 22 年度にそのための調査費が計上されました。そして、平成 23 年度には JR が実施設計を策定しいよいよ実現かという矢先に東日本大震災が発生してしまい、復旧・復興が最優先となり今日に至っております。

この問題につきましては、本年第 1 回定例会予算特別委員会の中で、平成 25 年度の本市の取り組みについてお伺いしたところ、市長公室長は、今委員のおっしゃった状況になってございまして、実は仙台市と多賀城市で行政対応の部分でいろいろな課題がございます。そ

の課題を話し合うテーブルを今月の末に仙台市のほうと持つことになってございましたので、その中でいろいろと話をさせていただきたいと考えてございますと答弁されました。その答弁を踏まえ、岩切駅南口の連絡自由通路につきまして、仙台市との話し合いも含めて、その後の進捗状況と早期実現へ向けた見通しについてお伺いするものであります。市長の理解ある答弁を求め、私の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

根本議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の一部損壊の方への支援拡充についてでございますが、一部損壊の住宅復旧の方策は、総体的に軽微な被害程度を踏まえ補修が最も適していると判断し、平成 23 年 11 月から本市の独自補助として住宅補修工事業補助金制度を運用しております。また、本市の津波浸水区域につきましては、津波による浸水といった被害状況を鑑み、生活再建支援法に基づき長期避難区域を設定し、被害の程度にかかわらず住宅を建設、購入した場合、所定の加算支援金が国から支給されております。そのため、一部損壊の方の支援拡充につきましてはいわゆる地震被災区域の方への拡充となりますが、住宅の建設、購入の事由については、地震被害によるものなのか、あるいは住宅の老朽化によるものなのかの判断が相当困難となります。したがって、一部損壊の方への支援拡充につきましては、従来どおりの回答となりますけれども、被災程度と住宅再建方策との関連づけが極めて困難なため、難しい状況であることをぜひ御理解願いたいと思います。

2 点目の私道整備補助事業の拡充についてでございますが、平成 24 年第 3 回定例会におきまして、阿部議員からも一般質問で同様の御質問があった際にもお答えしております。この補助事業に関しましては、平成 18 年 3 月に補助金交付規則を改正し現在の基準になっておりますが、平成 24 年度に規則改正後初めて補助金の交付実績がございました。根本議員が御指摘のバリアフリーということも重要な観点でございますが、私道に限らず道路全般に言えることだと認識してございます。補助金交付規則の対象者及び補助額の見直し、拡充につきましては、震災復旧・復興事業を最優先として進めていくこと。また、昨年度に交付実績があったことを踏まえまして、これまでどおりの基準で運用を図ってまいりたいと考えておりますので、ぜひ御理解願います。

3 点目の岩切駅南口の連絡通路についてでございますが、議員御質問のとおり、東日本大震災の影響によりまして一時事業を休止しておりました。しかし、本年 3 月には本市と仙台市との土木行政に関する全般的な協議の場が設けられました。今後その場において震災後の状況を踏まえた自由通路についての検討を再開することとしております。仙台市からは、バリアフリー法に基づく基本方針の努力目標年度に合わせて平成 32 年度までに整備を進めたいとの考えが示されておりますので、今後は JR 東日本を含めた関係機関と調整を図り

ながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

13番根本朝栄議員。

○13番（根本朝栄議員）

まず、第1点目の一部損壊の支援拡充でございますが、まず市長の震災後、次々と市独自の補助事業を立ち上げてきたこと、例えばかさ上げにしてもそうでございますし、この住宅のどこでもやってない補修事業をいち早く、それから事業者の再建のための補助事業、こういったことをやってまいりました。また、このたびの総合支援制度ということで、被災者に寄り添った形で今まで支援制度を行ってきたということについては、市長を評価したいと、このように思います。

それで、この一部損壊なんですけれども、市長は、老朽化や地震の被害かその判断が難しいような答弁をされました。老朽化の人が、この際幾らの補助金になるかわからないですけれども建てかえようなんていう人は誰もいないです、普通は。もしそういうことをおっしゃると、補修事業だってそうなんです。一部損壊で補修して内装をしました。これは一体補修、地震の被害だったのか、あるいは何の被害だったのかと言われてたって、それはなかなか検討がつかない。こういうことなんです。問題なのは、先ほど質問の中で言いましたけれども、半壊以上に近い損害を受けた方が大体は建てかえているんです。もう気持ち悪くて、傾いているから建てかえないととてもでないが住めないという人とか、屋根が全部やられても一部損壊なんです。壁が大丈夫で基礎が大丈夫だったら。そういう方は、もうこの際だから建てかえようじゃないかと。こういう方がいるわけです。ですから、総体的に見ると、限りなく半壊に近い方の建てかえが非常に多いので、件数は少ないんです。それまた、地震の被害かどうかというのは、恐らく見れば、今後する人はわかるだろうし、今後やった方は写真判定しか、今までやった方は見積書と写真判定でしかわからないかもしれませんが、それは明確にわかると思います。一部損壊の5点、10点の人が建てかえるのと、18点、19点、かなり半壊に近い人が建てかえるのでは違うんです。そのところを市長がどう考えるかなんです。

私が今2事業言いましたよね、質問で。総合支援制度、それから住宅補助事業、これは補修。総合支援制度は、半壊以上全部、建設、購入、補修があるんです。だから、この一部分だけ抜け落ちているという部分に関しては、市長の見解としてはどうなんですか。この一部分だけ抜けていると。これはどういうふうにお考えですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

一部損壊で、例えば住宅を建てかえると。全く建てかえるということに対しての補助ですよ。というふうなことになりますと、大体は建てかえられる能力というのから考えて、その人のやはり建てかえる能力ということは、お金も持っていらっしゃるという方しかできま

せんよね、考えてみますと。お金のない方では建てかえることはできませんから、はっきり申し上げまして。ですから、確かに言い方として先ほど老朽化によるものなのかという表現はしたわけでございますけれども、その辺の判断の仕方がなかなか難しいということでちょっと無理な状況だということで申し上げたわけでございまして、ぜひ御理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

保健福祉部長からもうちょっと具体的に補充するところあったらお願いしたいと思いますけれども。（「抜け落ちている感想言ってないから」の声あり）

○議長（板橋恵一）

市長、抜け落ちている感想だそうです。市長。

○市長（菊地健次郎）

そのとおりだと思います。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

この件につきましては、平成 25 年 4 月 22 日に開催されました東日本大震災特別調査委員会でも同じような議論をさせていただきました。その折は、建設部の次長が、または副市長が同じような答弁をさせていただいておりますけれども、今市長がお答えした内容と全く同じような回答をさせていただいたところでございます。

また、なお今回の総合支援制度というふうなことでの新しい制度も立ち上げたというふうなことでございますが、その中では、今回は今議員がおっしゃったような内容については酌み上げておりません。その件に関しても十分議論はさせていただいたんですけれども、そのときの回答の一部に、とりあえず総合支援制度につきましては、まだ正式な受け付けは実は 20 日からというふうなことになっております。今現在は事前相談会というふうなことでこの 3 週間させていただきました。1,000 件を超す相談があるんですけれども、そういった執行状況等も鑑みながら、しかるべき時期にそれが本当に必要だというふうな時期が来ましたら、ちょっと検討してみることも一考かなというふうなそういった回答もそのときにはさせていただいたと思いますが、現段階といたしましては、そういった方向性が全然見えない中で新たな支援制度をつくるということについては考えておりませんので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13 番（根本朝栄議員）

市長の議論を聞いていると、何が問題なのかということ、お金がないとは言っていないんです。これは多額の補助金の必要性はないだろうという意識があるからだと思うんです。そのとおりなんです。何が問題かということ、その判断が難しいと。老朽化なのか、地震によるものなのかという。市には資料があるんです。一部損壊の方は 1 点から 19 点までなので、15

点以上の方とか、例えばそういう判断はできるわけです。15点というと結構うち壊れていますから、市長。だから、補助金をもらうためにうちを建てかえようなんていう人は誰もいないわけで、やはり地震の被害を機に、この際だから建ててしまおうという人なんです。あるいは、これだけ壊れているんだから修理費用200万も300万もかけるんだったら建てかえたほうがいいわと、今後のこと考えてという方なんです。だから、それ相当の被害をこうむっているということを私は念頭に置いてお話をしているわけです。私のうちも一部損壊なんですけれども、もう全然建てかえる資金もないし、もちろん考えもありません。一部損壊の方で建てかえるというのは、それなりの被害をこうむっている方だということをまず認識をしていただきたいと思います。

ですから、そういう意味では、市長が一部損壊の罹災証明書だけでは、それでは判断できないと言うのであれば、ちゃんとこのうちは何点だったのかということまでしっかりと当局は把握していますから、税務課で全部把握しています、間違いなく。ですから、そういう判断の基準の仕方もあるわけで、だけれども私は地震で被害をこうむって建てかえるということが主なので、そこまで厳しく見てやる必要はないと思うんですけれども、判断基準に迷うというのであれば、そういう判断の基準の仕方もありますよということをまず御提案したいと思いますけれどもいかがでしょう。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

ちょっと点数のほうまで言われて、私もその点数があったということは全く知りませんで、被害の状況に関しまして改めてその辺のほうの精査をちょっとしてみたい。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

次、2番目なんですけれども、私道整備事業補助金の拡充についてということで、今は震災、復旧・復興に全力を挙げてやりたいということでございました。それはそれでいいんですけども、私はこれを基準を改正して大きな予算をつけなさいということではなくて、その整備しやすいようにしなさいということなんです。その結果、多く市民の皆さんが利用することになれば、それは財源にも問題があるかもしれません。ただ、一方で、市長がいつも言っている、市民の皆さんの生活環境をよくしたい、こういう市長の思いは実現をすると、こういうことになるわけです。

そもそも4メートル以上の市道であれば全部市で整備します、当たり前ですけども。側溝から壊れても全部市でやります。私道というのは、4メートル、4メートル以下にかかわらず民地なために市では整備できないわけです。そのために、民地に住んでいる、その私道を使っている皆さんが何とか環境をよくしたいということで、皆さんで協議をして全員が、5世帯以上の人全員がみんなでお金を出し合ひましょうと。そうやって市に申請をしてや

るのがこの整備補助金使うということになるわけです。だから、そういう意味では、この補助金を使うということは、その地域の皆さんの環境が非常によくなる、こういうことでございまして、以前の委員会で私はこういう質問をしました。この私道であっても防災道路だと。いち早く高齢者の方も障害者の方も逃げなければいけない。普通の皆さんも逃げなければいけない。あるいは、火事になったとき消防車が入れなかったらどうするか。やはり整備されてないよりは整備されたほうがいい。でも、市で整備しないのでどんどん整備補助金を活用して整備してもらったほうがいいのではないか。このように言ったら、当時の次長は、全くそのように思います。防災の面ではおっしゃってありました。市長は、防災の面あるいは先ほど高齢者、障害者、福祉の面、そういう意味では、この道路整備補助金を活用して整備してもらいたい、少しでも多く整備してもらいたい、こういう思いでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

この件に関しましては、6年間、この整備がなされなかったんです。平成18年度から23年度まで6年間ゼロということですよ。言ってみれば、50%以内にしてしまったからということをも根本議員おっしゃりたいということだと思えますけれども、その間、本当に整備されなかったのは非常に残念でなりません。ただ、前は80%以内だったということ、補助率が。それに戻してもらいたいということでしょうけれども、確かに私道でも防災道路というのは、それは異議のないところでございまして、これから私道整備ということも当然重要な防災の位置づけになるというふうに私も思います。ただ、今のところもうちょっと待っていただくとか何とか頑張れるのかなというふうな思いもいたしますので、今どっちかという復旧・復興のほうにてこ入れしているのは御存じのとおりでございますから、その辺のもうちょっと様子を見てということで御了解いただきたいと思えます。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13番（根本朝栄議員）

それで、今の答弁のとおりもう少し様子をみたいと思えますので、ぜひ市長、よろしく願いしたいと思います。

それから、3点目で岩切駅の南口の連絡通路についてでございますが、先ほど質問の中で紹介しましたように、市長も県議会議員の時代には一緒に活動していただきまして動いていただきました。その当時の新田あるいはあの近辺の住民の皆さんの思いを酌み取って動いたその決意、少しでも早く実現をさせてあげたい。これは市長になっても私は同じではないかなと、こう思うんですけれどもいかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いや、昔と全く変わっていません。ただ、これもそうですけれども、震災があったということ、最初の出だしが私の時代でなくてももっとも前ですけれども、多賀城市からの負担金という意味でそれなりのことあったわけですよ。先ほども答弁でお話し申し上げましたけれども、バリアフリー法に基づく基本方針の努力目標年度に合わせてということで平成 32 年度までに整備したいという方向性が示されたということでございますけれども、ただ考えてみますと、はっきり言ってこれは仙台市がちゃんとやらなければいけない問題ですよ。多賀城市で連続立体交差事業やるときに、七ヶ浜から求めましたか。求めてないですよ。七ヶ浜の方々、多賀城駅から乗りますけれども。それから、国府多賀城駅やる時も、これは利府と塩竈からも相当乗っていますよね。ですから、同じような関係も本当はあるのかなと思います。ですから、例えば岩切駅の問題ですと仙台市だけでなく、多賀城市だけでなく、利府町も本当はそうであれば一緒にバックアップすべきところだと思いますけれども、本当はやはり仙台が中心となって仙台がやりますということでやるべきではないかなというふうに思っております。

早急にこれも頑張らなければいけない問題だというふうに思っていますので、よろしくお願ひします。

○議長（板橋恵一）

根本議員。

○13 番（根本朝栄議員）

今おっしゃったように、この事業主体は仙台市ということでございまして、多賀城市には負担金を求められると。もちろんそれはあるかもしれませんが、事業主体は仙台市。仙台市がやるか、やらないかというのはあくまでも仙台市が決定することで、こちらはぜひ何とかお願いをしたいとお願いするしかない。そのお願いをするのはなぜかという、南口から来て利用する方はほとんど 8 割の方が多賀城市民だから、その市民の皆さんが何とか県道を 2 回も渡るような危険な思いさせないでここから上らせてくださいと。だから、早くここをつくるように仙台市に言ってくださいというのが昔からの要望でございまして、市長もよくわかるとおり。だから、そういう意味では、こちらからお願いするほうだから、幾らか多賀城に出してくださいというの、これもまたわかるような気もするんですけども、ただ事業主体は、実施は仙台市ということで、こちらが強力に進めるというわけにもいかない問題だということもよくわかります。だけれども、昔からの要望の強いそういうところでもございますから、折あるごとにぜひ仙台市側も少しでも早く実現方をできるように。そしてまた、負担を求められたときは、一度だけなので余り渋い顔しないで、ぜひそれは乗って、一度だけ市民のために出していただきたいと、このように思いますけれどもどうでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

いや、渋い顔はいたしませんけれども、その額が、はっきり言いますけれども、昔の方々には5,000万ぐらいという話は聞いております。でも、恐らく今の時代では全然構造が、昔は自由通路だったんです。自由通路だけれども、今度は橋上駅ということになると、確かにお金かかることは間違いないというふうに思っております。その辺の、どれだけというか、それなりに応じてということかな、多賀城にふさわしいような金額であればにこっとするでしょうけれども、余りにもとんでもない金額ではなかなか応じられないということ。その辺もあるかと思しますので、その辺どんな具体的なことが飛んでくるかわかりません。その辺のこと、今から準備しておく必要もあるかなと思しますので、お金のことでありませんよ。何とか早目に解決できるように頑張っていきたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

ここで10分間の休憩といたします。再開は2時45分といたします。

午後2時33分 休憩

午後2時45分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

3番江口正夫議員の登壇を許します。江口議員。

（3番 江口正夫議員登壇）

○3番（江口正夫議員）

通告どおり小型家電等リサイクルの取り組みについて質問をします。

本年4月1日から「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」が施行されました。その目的は、使用済小型電子機器等に利用されている金属、その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することにあります。つまり循環型社会構築に向けての3R政策、リデュース・リユース・リサイクルを推進するための一環として小型家電に含まれている希少金属レアメタルの再資源化と廃棄埋め立てられている量の減量化、不正利用の防止等を目指しています。レアメタルは、液晶テレビ、IT製品、自動車部品等さまざまな製品の必須の素材で、都市鉱山と言われているように社会には無尽蔵に潜在的資源として存在しています。

小型家電等リサイクルの実証事業、つまり社会実験は、平成24年度から国の公募として一部の自治体は実証事業を経て既に本格的に取り組んでおり、現在では32以上の県として、あるいは市町村単独として、あるいは広域事務組合を事業主体として小型家電等の回収、保管を実施しています。この法律は義務法ではなく促進法ではありますが、自治体の責務として使用済小型家電等を分別収集し認定事業者等に引き渡すこと。また、使用済小型家電等の再

資源化を促進することの必要な措置に努めることとしています。自治体等がこの実証事業に参加するには、国の公募に事業計画及び予算書等を提出して審査を受けることになっています。認定された場合には、事業の初期投資が助成される仕組みになっています。ただし、実証事業が終了した後も本事業が継続されることが要件となっています。

国の事業予算は、今年度約 10 億円が充てられています。この事業の基本的な仕組みは、消費者から排出された小型家電等の回収対象品目を公共施設や協力小売店に設置する回収ボックスから、あるいはピックアップ方式等で回収して集積所に一時保管し契約認定業者等に定期的に引き渡し、認定業者等は中間処理を行って精錬会社等に売り払いを行うことで完結する事業であります。国は、対象品目として、携帯電話、デジカメ、パソコン等の 28 分類の品目を指定していますが、自治体によって回収品目は多様で採算性の高い有価物に絞って回収率を高めることに努めているところもあります。ちなみに高品位品目の携帯電話本体 140 グラムには金が 48 ミリグラム、200 円相当が含まれており、平成 23 年度に排出された使用済み携帯電話約 4,000 万台の全てから金の回収ができたならば、重量にして約 80 トン、金額換算で約 80 億円の金が資源として再利用できるとの試算が環境白書で発表されています。

本事業の先進地であります盛岡市について調査しましたので簡潔に紹介をいたします。

盛岡市は、昨年 10 月からことし 3 月まで社会実験を行い、今年度から本格的に事業を開始していますが、昨年国からの全額補助で初期投資約 1,136 万円で制度を確立し、今年度予算で事業費 205 万円を計上しています。同市は、公共施設や市内協力小売店等 65 カ所に回収ボックスを設置し毎週 1 回収集し、収集運搬業者が月 1 回、回収ボックスを回収して市の保管庫に搬入し、一時保管した後 2 カ月に 1 回中間処理業者が収集しています。保管庫は旧清掃工場跡の倉庫を利用しておりました。また、周知啓発活動として、イベント回収やポスター、のぼりの作成、広報紙への掲載、ラジオ、新聞による広報を行っています。回収品目は、有用金属比の高い品目から、回収単価が高く回収量が見込める 27 品目を対象としています。市当局のお話では、事業収支はとんとんと見込んでいます。ただし、一方で社会実験では回収対象外品目が 34%あり、対象外品目の混入対策に苦慮されていました。全国的な同事業の動向について見ますと、昨年 11 月に全市町村を対象に経産省が小型家電リサイクル事業への参加意向を行った結果、回答率 98%の 1,701 市町村から回答され、全市町村の 33%の 575 市町村が参加の意向を示しました。また、参加の意向の理由として、最終処分場の削減が 350 市町村で 60.9%と最も多く、次いでレアメタル等の資源が少ないことを考慮しての取り組み、これが 340 市町村で 59.1%、3 番目が焼却炉、破碎機等処理施設の負担軽減 194 市町村で 33.7%でありました。逆に反対としては、実施の予定なしと回答した市町村の理由の第 1 位は、広域事務組合等構成する市町村との調整が必要であると。499 市町村で 45.2%。次いで、体制的に困難が 475 市町村で 43%。3 番目が予算的に困難、366 市町村で 33.1%でありました。

一般的に使用済み小型家電等の排出先は、77%が排出され、残りは退蔵されて、その排出先

は自治体へが最も多く 45.7%で、次いで不用品回収業者へが 17%、3 番目が小売店が 7.4%となっています。つまり、燃えないごみや資源物として自治体に多くの人が排出しているわけで、自治体が燃えないごみとして処分費用を負担していくのか、あるいは有価物として収益に結びつけていくのかということになります。

ちなみに、先進地でかつ本市規模の自治体の回収実績を見ますと、島根県安来市が人口約 4 万 2,000 人で年間回収量 27 トン、石川県羽咋市広域事務組合が人口約 6 万 300 人で年間回収量 285 トン、富山県氷見市、人口約 5 万 2,200 人で年間回収量 46 トンとなっています。ちなみに、先ほど申し上げました盛岡市は、昨年半年の回収実績は、社会実験では約 2 トンでございました。

ただ、残念なことに、事業収支については東北地方環境事務所にヒアリングした際にお聞きしましたが、統計値がないとのことでわかりませんでした。

さて、本事業に参加するために重要なことは、法律の目的を十分に理解し、まず実証事業を行い、引き続き本事業を継続するための周到な準備が必要であることはもちろんでございますが、本事業が将来直面するであろうごみ処理の課題解決の一助として、かつ再資源化の確保のために採算性を十分考慮して検討されるべきと考えます。

そこで、質問に入ります。

1 問目は、小型家電等リサイクル法の意義についてどのような御認識をお持ちですか。

2 問目は、本事業の実施の意向についてどのように考えておられるのか。また、実施の準備がなされているならば、その現況についてお伺いいたします。

以上で最初の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

江口議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の小型家電等リサイクル法の意義の認識についてでございますが、議員御指摘のとおり、資源確保の方策として各家庭で廃棄されたり眠っている使用済小型家電を回収し、家電に使用された希少金属などを取り出し十分な活用を図っていくことは重要なことでございます。また、使用済小型家電が国内でリサイクルされずに輸出されている場合、海外で不適切な処理をされ環境汚染を引き起こしているとの報告もあることから、国内で回収を行うことは地球規模の環境負荷低減につながることを期待できます。したがって、資源確保、環境対策、さらには最終処分場の延命といった観点から大変意義深い法律であると認識しております。

次に、2 点目の使用済小型家電等リサイクル事業実施の意向及び実施への準備についてでございますが、本事業の目的や重要性に鑑み、本年 5 月に宮城東部衛生処理組合構成の 1 市 3 町の廃棄物担当者と宮城東部衛生処理組合の担当者による使用済小型家電等リサイク

ル事業の制度導入についての検討会を開催いたしました。その中で、今のところ宮城県内では使用済小型家電回収事業を実施している自治体がないことから、本事業の先進地である、先ほどもお話ございましたが盛岡市などの実施状況を検討したところ、機器の回収方法や回収後の保管場所などこれから解決していかねばならないさまざまな問題点があることがわかってまいりました。回収品目の特徴と地域の特性に合った適切な回収方法を取り入れ、市民や事業者の十分な御理解と御協力をいただかねば、本事業の安定的な展開を図ることは困難と考えます。今後も本事業の目的を十分に認識し、関係機関も交えてさらに研究を重ねてまいります。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

3 番江口正夫議員。

○3 番（江口正夫議員）

前向きな御検討をいただくということで認識をいたしました。盛岡市のちょっと例を付言いたしますと、社会実験が昨年の10月から半年間行われましたけれども、その数カ月前に国から公募で打診があって、ほとんど準備不足のままに見切り発車をしたということで、実際回収量が、先ほど申し上げたとおり約2トンです。同じように何倍かの人口のある市で、先ほど言いましたように2桁あるいは3桁の回収量になっていると。回収の分類もそれぞれの自治体によって違うんですが、一番の問題点は、準備不足で住民の認知度が低いというのが一番に挙げられておりました。それで、やはり本当にしっかりとした準備をして参加しなければ、もちろん費用対効果も悪いですし、採算的にも赤字につながっていくというようなことがございますので、東北で宮城県を除いて5県が事業認定地域として認定されておりますけれども、一番はやはり秋田県が先進地でございます。盛岡の当局の方も何度か秋田に足を運んで研修したというふうに伺っておりますので、ぜひそこら辺よく研修あるいは調査をされて周到な準備のもとに進めていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほど答弁の中でも宮城東部衛生処理組合の担当者によることを申し述べたわけでございますけれども、今、江口議員おっしゃったように、周到な準備のもとにということ、本当に大切なことだろうというふうに思っております。今、秋田の事例も出されましたけれども、秋田のほうはたしか秋田大学に鉱山学部がございますよね。そちらのほうとの関連も恐らくされているのかなというふうな思いもいたしますけれども、私のほうでもぜひ周到な準備をしてからこれに対応するようにこれからも頑張りたいというふうに思っております。以上です。（「終わります」の声あり）

○議長（板橋恵一）

1 番柳原清議員の登壇を許します。柳原議員。

（1 番 柳原 清議員登壇）

○1 番（柳原 清議員）

私の質問は、保育行政についてと TPP 交渉についてです。

最初に、本市の保育行政についてお尋ねいたします。

第 1 は、桜木保育所の運営についてです。

東日本大震災で被災した桜木保育所は、桜木地区復興公営住宅に併設、再建することが決まり一日も早い完成が待ち望まれているところです。

さて、再建される桜木保育所の運営について、市当局は認定こども園に移行することも検討中とのこと。認定こども園とは、親の就労にかかわりなくゼロ歳児から就学前の子供を対象に保育、教育を行うことを可能にする制度であり現行制度と大きく変わるため、なぜこども園に移行しなければならないのかと、保護者、保育関係者から懸念の声が出されております。例えば、入所について利用者と施設との直接契約となり市町村の責任が曖昧になるのではないかと。短時間保育の子供と長時間保育の子が同時に保育を受けることになる。また、保育所と幼稚園では基準にも大きな違いがあります。このように、認定こども園への移行は、園児や保護者、事業者に混乱をもたらシメリットはないと考えます。従来どおり認可保育所として運営することを求めるものですがいかがでしょうか。

第 2 は、待機児童対策についてです。

4 月 1 日現在、本市の待機児童数は 70 名とのこと。待機児童解消のためには、第 1 に認可保育所を増設することが必要不可欠であると考えます。昨年第 3 回定例会でもお聞きいただきましたが、市は認可保育所増設に積極的ではないと思える答弁でございました。一時保育の申し込みの多さを見ても、保育現場はパンク状態です。もっと積極的に民間法人へ働きかけるなど保育所建設に取り組むことが必要ではないでしょうか。民間で手を挙げてくれるのを待つのではなく、市が本気になって取り組む必要があると考えますがいかがでしょうか。

第 3 は、給食食材の放射線検査についてです。

昨年第 4 回定例会でもお聞きしましたが、本市の民間保育所の給食食材の放射能検査は、事業者が検査機関まで届けることになっており、持っていく労力負担が大きく、また 1 回の検査に 1 キログラムの食材を用意しなければならず、費用もかかり検査回数が少ない原因となっております。塩竈市では、納入業者が食材を検査機関に持ち込み、検査食材の材料費を市に請求することで各保育所に負担がかからないようにしております。本市でも検査機関までの運搬の代行と検査に要する食材費の補填を考えたらいかがでしょうか。

第 4 は、新保育システムについてです。多くの保育関係者が反対の声を上げてきた子ども・子育て新システムに関する法律が昨年 8 月に可決成立をいたしました。この子ども・子育て関連法案については、審議中から問題点が多々指摘され、採決に際して 19 項目の附帯決議がつくという問題の多い法律と言わざるを得ません。新システムの問題点を幾つか紹介しますと、保育所保育は、これまでどおり市町村が責任を負いますが、その他の施設は利用者との直接契約制度になります。また、保育の必要性と必要量を市町村が認定するため、保

育を受けられる時間が制限されることとなります。さらに、保育所以外に多様な施設、事業が設けられますが、これらは都道府県が基準を定めますが、基準は国の基準を参酌すればよいことになっており、現行保育基準より緩和されるおそれがあります。また、保護者の保育料負担も、認定を超えた分は自己負担になり、ふえる可能性が指摘をされております。新システムでは、本市独自の保育事業、例えば障害児保育への補助ですが、月6万5,000円出ておりますが、こういった事業がメニューにのっておらず、独自施策が後退するおそれがあります。もし、新システムが施行された場合でも、後退しないように図られたいと思います。また、保育の必要性を市が認定することになり、親の勤務形態により1日8時間ではなく短時間保育の子が生まれるなど、子供の発達にとって悪影響が考えられ、施設経営にとっても収入減少になります。保育の質の低下、保育料の値上がりなどが起こらないようにされたいと思いますがいかがでしょうか。

第2問は、TPP（環太平洋連携協定）についてであります。

私の TPP に関する質問は、平成 22 年第 4 回定例会を最初に平成 23、24 年に続き 4 回目となります。この間、TPP に反対または慎重な対応を求める意見書は全国 1,000 を超える自治体議会から上がり、宮城県議会初め県内 34 自治体で同様の決議が採択され、本市議会でも平成 22 年第 4 回定例会で TPP 参加に慎重な対応を求める意見書が全会一致で採択をされております。このほか、JA、日本医師会、消費者団体、業者団体などから TPP 断固反対の声が大きく広がり、TPP の危険性が国民の中に広く理解されてまいりました。そして、昨年 12 月の総選挙で聖域なき完全撤廃を前提にする限り交渉参加に反対するなど、6 項目の政権公約を発表した自民党が政権に復帰をしたわけでございます。公約を守る限り、TPP 交渉に参加をできないのは明白で、これで TPP 交渉参加は中止になると喜んだのもつかの間、安倍首相は本年 3 月、TPP 交渉参加を表明、アメリカとの事前協議を経て米国政府は 4 月 24 日、TPP 参加承認を米国議会に通知、7 月 24 日から TPP 交渉に正式に参加をすることになりました。

TPP 交渉になぜ多くの方が反対をしているのか。それは、TPP が条約だからです。日本では、条約は国内法の上位概念です。TPP が国会で批准をされれば、それに基づいて日本の法律が全て変わってしまいます。医療関係の法律、食品の安全関係の法律が全て変わってしまいます。私たちの生活に直接かかわるのが TPP です。また、TPP のルールがこれからつくられると思っている方もいらっしゃると思います。しかし、安倍首相みずから、TPP 交渉は既に開始から 2 年が経過し既に合意されたルールがあるのだから、おくれて参加した日本がそれをひっくり返すのは難しいと述べているとおり、日本は既に合意された内容を押しつけられ、それを拒否することもできないまま日本は TPP 交渉に突入しようとしているのでございます。

さて、TPP 参加で私たちの生活がどうなるのか。以下に述べたいと思います。

第 1 に、食料自給の問題です。関税の撤廃で国内の価格の 4 分の 1、10 キログラム 800 円の米が大量に入ってまいります。日本の米農家は、米をつくっても売れず農業が壊滅的な

打撃を受けます。

第 2 に、食の安全の問題です。日本で認可されている食品添加物は約 800 種類。アメリカは 3,000 種類です。これが入ってまいります。食の安全も守れなくなります。

第 3 に、医薬品の特許権の問題でジェネリック医薬品が使えなくなり、薬価の高騰で国民皆保険制度が壊されます。

第 4 に、国の主権を揺るがす ISD 条項、これは企業が不当な法律や規制で損害を受けたと相手国を訴えることができるもので、例えば軽自動車の優遇税制をやめ普通車と同じにしろと迫られることにもなります。

このように、TPP 交渉に突入してしまえば一方的に譲歩を迫られ、日本を丸ごとアメリカに売り渡すことになってしまいます。

以上、るる TPP 交渉の問題点を述べさせていただきました。

そこで、市長にお尋ねいたします。

宮城県の試算では、TPP 参加で県内農業の減収は計 1,031 億円であり、米は 64%が減少、428 億円の減収となり、県農業は壊滅的な影響をこうむるとされております。本市の農業に対する影響をどのようにお考えでございましょうか。お伺いいたします。

また、農業だけでなく食の安全が脅かされ、国民皆保険制度の破壊、国の主権を侵害する ISD 条項など市民生活に直接かかわる問題が多い TPP 交渉には参加すべきでないと考えます。市長として、TPP 交渉参加反対の立場をはっきり表明するべきではないでしょうか。お答えをお願いいたしまして、第 1 回目の質問とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

柳原議員の御質問にお答え申し上げます。

第 1 点目の桜木保育所の運営についてですが、保護者の就労形態が多様化している中において、それらに合った保育サービスの充実が求められているところでございます。子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園については、教育と保育を一体的に行う機能をあわせ持つ施設であり、利用する子供にとっては保護者が就労を中断、再開しても施設をかえることなく継続して利用できるメリットがあります。こうしたことから、新しい桜木保育所の運営のあり方につきましては、幼保連携型認定こども園も選択肢の一つとして捉えているものであり、今後実施する子ども・子育てに関するニーズ調査の結果を踏まえながらニーズに即した形での運営形態を検討してまいります。

2 点目の待機児童対策についてですが、待機児童の現状は全国的に見ても 3 歳未満児がその多くを占めている状況にあり、本市においても 3 歳未満児が 9 割近くを占めている状況にございます。解消策として認可保育所の増設を御提案いただきましたが、1 点目で回答いたしましたとおり、今後実施する子育てに関するニーズ調査において保育の需要量を的確

に把握し、その受け皿となる保育所や認定こども園等の施設整備を子ども・子育て支援事業計画の中で検討してまいりますので、御理解願います。

また、国では、待機児童問題の解消に向けて保育所用地の確保を容易にするため、自治体や保育所等の運営法人に対して国有地の提供や公務員宿舎の活用を促していく考えのようでございますので、今後こうした制度の活用についても検討してまいりたいと思います。

3点目の給食食材の放射線検査についてですが、昨年年第4回定例会での一般質問の際にも御回答申し上げましたとおり、宮城県のサンプル測定検査や市民持ち込み食材検査においても食材の運搬には各施設や個人の責任において実施しております。また、これまでの給食食材における放射能検査の結果では、全ての検体が不検出、いわゆる放射性セシウムの検査基準値である1キログラム当たり50ベクレル以下となっております。こうした検査結果からも、現在実施している検査頻度でも給食用食材の安全性に問題がないことが十分確認されている状況にあるため、検査回数をふやすための運搬代行や食材費を補填する考えはありませんので、御理解願います。

4点目の保育新システムについてですが、まず障害児保育などにつきましては、現在宮城県市町村振興総合補助金を活用して実施しているところですが、多様化するニーズに対応するためには必要な事業でありますので、事業の継続性を宮城県に要請してまいります。

次に、新制度による影響についてですが、新制度では市町村が保護者、特に母親の就労形態等に応じて保育の必要性の有無や保育の必要量、これは長時間保育とか短時間保育とかを認定することになるわけでございます。実際の保育では、短時間保育の子供も午前中は長時間保育の子供と一緒に同じ教室で教育、保育を受け、午後は母親が家庭において育児を行うことになるものです。このため、事業者は教育、保育の一体的な視点から、それぞれの児童に配慮した保育プログラムを策定して運営していくこととなりますので、子供の発達に影響はないと考えております。

また、施設経営者の収入減少、保育の質の低下や保育料の値上げなどへの懸念についてですが、新制度における施設の認可基準や公定価格などは現行の水準や応能負担を基本として設定されることとなりますので、保育の質の低下や保護者の負担がふえることはないものと考えております。

最後に TPP でございますが、現段階では TPP 参加に伴う農業分野を初めとする各分野における支援の枠組みや具体的な対策は示されておりませんが、TPP への参加は本市の農業を含めた産業振興につながるものでなければならないと考えております。TPP への参加が各分野において大きな不安や動揺を引き起こしていることは承知しておりますが、日本経済は貿易が大きな柱でありますことから、各産業分野の関係者等との十分な議論、協議を踏まえ、十分な対策をとりながら国益を第一に交渉に臨んでいただきたいと考えており、今後とも政府の動向を注視してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（板橋恵一）

1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

まず、第 1 点目の桜木保育所についてですけれども、なぜ認定保育園なのかということなんですけれども、今の説明ですと、就労形態の多様化に應えるためという御説明でしたけれども、今市内の待機児童がもうゼロになって、もうこれ以上保育所は要らないからこの次どうしようかというような次の課題としてなら就労形態ということも理解できなくはないんですが、これだけ待機児童が多い中でなぜ認定こども園にするのかと。必然性が今のお答えですとちょっとわからないと。認定こども園になれば、市の責任も曖昧にならざるを得ないですね。制度上そういうふうになるわけです。基準も変わるし、職員の配置も変わる、入所の契約も変わると。なぜ変えなければならないのか。今のお答えですと、国でそういう方向を打ち出したからそうするとしか思えないお答えでした。乳幼児期というのは本当に人格の形成をつくるために大事な時期でございますので、子供に豊かな乳幼児期を保障するために従来どおり認可保育所として運営することを重ねて求めるものですが、この点についてももう一度お答えをいただきたいと思います。

第 2 点目の待機児童対策でございますが、市長の認識ですと、これからニーズ調査をしていくんだというようなお答えですけれども、市長の認識は大変甘いと思います。多賀城市の待機児童の多さ、県内で何番目か、市長、御存じだと思いますが、宮城県のホームページによれば、最新のデータ、これは今年の 4 月 1 日現在になってしまいうんですけれども、仙台市を除いて県内一待機児童が多いのは本市、多賀城市です。昨年 4 月 1 日、113 名。次が富谷 45 名。名取市 42 名。これに対して塩竈市ゼロ、七ヶ浜ゼロ、松島ゼロ、利府 13 名。断然多賀城が多いんです。ことし 4 月現在 70 名と去年より減ったとは思いますがけれども、それでも 70 名。多分これは現在でも宮城県内で仙台市を除いたら一番多いのは確実だと思います。これは決して威張れることではございません。保育現場からは、昨年より保育需要はふえていると、こういうふうに言っております。市内の一時保育をやっている保育所では、一時保育の登録者が 166 名おりますけれども、その利用している理由ですが、親の就労が 33 名、入院・介護のため 14 名とか、あと病気のため、出産のためなどが計 62 名。こういう人たちは、保育にかける入所要件を満たす人たちなんです。そういう方が保育所に入れなくて仕方なく一時保育を利用していると。こういう一時保育の現状からも保育所不足は明らかだと思います。この点について市長の認識をもう一度お聞きいたします。

3 番目、食材検査ですけれども、これはゼロ回答です。今より検査回数をふやすというのは考えていないし、安全性に問題はないからということで、公立の保育所は食材を市の職員が運んでいるので負担はないんですけれども、民間保育所は自分で持っていくという負担が大変重いということで、私が塩竈市の例を申し上げましたけれども、塩竈は民間も公立保育所も負担がないように、市がそういう制度をつくって業者が直接持っていくようにしていることを紹介しましたけれども、そういう保育事業者の負担に対しては、市長のお答えでは何もそれは考慮していないというお答えでした。お答えできることがあったらもう一度お願いいたします。

また、新システムについてです。障害児保育は継続するように県に要請するというので、これはぜひお願いしたいと思います。

新システムについて、保育現場から出されている声で一番問題なのは、やはり時間で保育が切り刻まれることになるというのが一番問題だというふうに言っています。短時間保育の子と長時間の保育の子が同時に見ることになれば、子供だって落ちつかなくなるし、短時間のパートの保育士さんもふやさなければいけなくなると。園の収入は減るし、経費はかかる。園の経営にも悪影響を及ぼすことになる。いいことは何もないと。こういうふうに言っております。保育時間の認定をするのは市になるわけですが、こんな時間で保育を切り刻むようなことがあってはいけないと思いますが、市長のこの点に関して認識はいかがでしょうか。もう一度お答えをお願いいたします。

最後に、TPP についてでございます。私は、市民の立場に立ったならば、TPP は絶対受け入れられないということになると思います。TPP に参加をするということは、日本を丸ごと売り渡すことだと先ほど言いましたけれども、多賀城市のあり方ががらっと変わってしまうというような大きな問題です。例えば、西部地域の農地がほとんど耕作放棄地になってしまうかもしれない。格差と貧困がますますひどくなって、お金のあなしで命が左右される世の中にしているのかと。こういう問題であると私は認識しております。だから、JA も医師会も消費者団体もみんな怒っているんです。TPP はきっぱりと撤回しないと。昨年の選挙公約にも TPP 断固反対とあったではないですか。それに従って市長も TPP は反対だということをぜひ言ってもらいたいと思うわけですが、この点はなかなか平行線なようなので、もう一度お答えをお願いします。

先ほど、私、多賀城の農業に対する影響はどうなんだと質問したがお答えがございませんでした。国のほうが示されていないのでそれはわからないというふうに逃げられましたけれども、県のほうで宮城県の農業全体で大体 64%減少するというふうに発表しているんです。多賀城だけが減少しないということは考えにくいと思うので、例えば紹介しますと、多賀城の農業産出額、2010 年で 5 億 1,000 万円です。これが 64%減少するとすると、例えば 1 億 8,000 万円になったり、あるいは多賀城全体の耕地面積 350 ヘクタールです。これが 64%減少すると 126 ヘクタールに減ってしまうとか、農業従事者も 779 人が 280 人ぐらいになってしまうと。だから、これは国が細かいことを発表していないから影響はわからないんだと。そういうことで安心しているのではなくて、宮城県、多賀城にしてみたらどんな影響があるんだということを、実際にその点に目を向ける必要があるのではないかと思います。もう一度お答えをお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1 番目からずっと 5 件の再質問いただきましたけれども、一応 1 つずつお答え申し上げます。

一番最初の桜木保育所の認定こども園でございますけれども、私答弁したとおり、ニーズに即した形で運営形態を検討してまいりますという答弁をしているわけでございますから、全てこれ決まったわけございません。皆さんからのいろんなニーズがあるかと思いますので、検討をいたしますということを言っているわけでございますから、御理解いただきたいと思います。

それから、2番目の保育行政について、確かに今70名になったわけでございますけれども、待機児童が多いということは間違いございません。ただ、今言った桜木保育所で来年度には大体できるわけございまして、それにプラスして駅前にもそういう施設ができていく。それから、先ほど答弁申し上げましたように、国のほうでも待機児童の解消に向けて保育所用地の確保、例えば国の施設とか何かも何かいろいろと提供するような話もございまして、それに応じてどんな形をつくっていくか、これも検討してまいりたいということで答えたわけでございますので、了解いただきたいというふうに思います。

ただ、先ほど塩竈の事例でゼロと言いましたけれども、全然出生数では多賀城と塩竈は違うということも御理解いただければというふうに思います。3歳未満児が多いというのは、それもあってのことだと。本当言うとうれしいことだというふうに思います、出生数が多いということは。というふうに思っております。

それから、3番目の食材の関係です。お答えできることがあったらということで何言ってもいいのかなというふうに思いますけれども、そんなことですが、公立保育所では毎日2検体を検体数としてやっているわけですが、そのほかの浮島、大代、多賀城はるかぜは週に1回2検体と、それからるかぜは1検体です。多賀城すみれが2週間に1回、あかね保育所が2週間に1回1検体。下馬みどりが一番少なくて月に1回1検体ということでございます。今まで、先ほど申し上げましたように、セシウムのほうは不検出ということでございますので、ぜひこれは御理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

4番目は、後ほど保健福祉部長から答弁させます。

それから、TPPの問題でございますけれども、受け入れられないという話が柳原議員からございましたけれども、やはりそれは農業を当然守ってもらいたいし、それから各産業分野の関係者とも十分な協議の上、TPPの参加をやるのであれば、その辺のことを十二分に慎重を期してやっていただきたい。やはり日本が貿易立国だということは、これは間違いございません。貿易が、例えばだめになってしまった場合には、日本の国をもうちょっと別の方向に持っていけないととんでもないことになっていく。そちらのほうの危険性もあるわけでございますから、ぜひその辺、どういう総理が判断を下すのか。いろんな仕組みづくりは今やっている最中ではないかと思っておりますので、その辺のことを考えていきたいと思います。多賀城農業については市民経済部長から答弁させますので、よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

保育行政についての 4 番目に係る回答を私のほうからお答えさせていただきたいと思いません。

先ほど再質問で、新システムは何もいいことはないというふうなお話だったんですが、私にしてみれば、何を根拠に言っているのかちょっとわからないんですが、現場ではやはり新しいシステムが動き出すというときには不安があるとは思いますが、確かに。それは、これまでも介護保険制度がスタートするときやさまざまな新しい制度がスタートするときは、それは不安はつきまとうと思えます。私たちとしましては、そういう現場の不安を払拭するように最大限の努力をしていくということが私たちの役目かなというふうに思っているところでございますが、今現段階としては、新しいシステムについての大きくくりでの法案しかまだ出ておりませんので、詳細が出次第それをつぶさに分析をしながら、必要があれば国に対しても大きな声で訴えていきたいというふうに思っております。それが 1 点です。

それから、短時間保育になると悪影響が考えられるというふうなお話もありましたが、これも内部でいろいろ話しましたが、やはり私たちはお母さんが本来自分の手元で育てることが一番いいというふうに思っています。したがって、短時間になるから悪影響が出るというふうには考えておりませんので、御理解をお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市民経済部長。

○市民経済部長（伊藤一雄）

御質問の TPP 参加によります本市農業に対する影響についてでございますが、本市の主要農産物でございます水稻におきまして、宮城県と同様に試算してみますと約 2 億円相当の減収が見込まれるというふうなところでございます。以上です。

○議長（板橋恵一）

柳原議員。

○1 番（柳原 清議員）

再々質問をしたいと思えます。

桜木保育所については、これからニーズ調査をして検討するのでまだ決まったことではないというお答えでした。ぜひこれは今までの認可保育所として継続するように、これは検討していただきたいと思えます。

あと、待機児童に関してですけれども、それでは市長はなぜこれだけ待機児童がふえたのか、その原因についてどのようにお考えでしょうか。私は、保育所をつくってこなかったのがこれだけ待機児童がふえた原因だと思っているんですが、市長の認識は違うようなお答えでしたね。ですから、私は待機児童解消には保育所をつくるのが第一番、それ以外のいろんな方策は補助的なものであって、そのほかの方策をメインにして待機児童を解消させようというのにはちょっと考え違いではないかと思えますが、市長のもう一度お答えをお願いしたいと思えます。

食材検査については、何かどうも意見が平行線なようなんですが、公立保育所は毎日ですか、

やっているのでもいいんですが、そのほかの民間保育所は保育所によってばらばらなんです。毎週検査しているところもあるし、2週間に1回のところもあるし、1カ月2回のところもあると。そういうことがなぜ起きているのかと。それはやはり食材を運搬したりする経費が大変負担が大きいからそういう現状になっているのだというふうに私は思って質問させていただいたわけですが、市長はこういう食材検査は余り、もう不検出なので安全性に問題はないということからそういう余り熱心でないようなお答えが返ってくるのかなと思うんですけども、そういう民間と公立保育所とそんなに差があっているのかと。また、毎週はかるところと1カ月に1回はかるところとこれだけ差があって、それで市長はよしとしているのかということをもう一度お答えいただきたいと思います。

あと、TPPについては、市長は貿易、貿易とおっしゃっていますけれども、例えばTPPで日本の輸入が幾らふえて、輸出が幾らふえるのか、こういったことは、市長は御存じでしょうか。もし御存じであったらお答えいただきたいと思いますが。

これで再々質問終わります。お答えをお願いします。

○議長（板橋恵一）

（4）だけが今お聞きになっていないようです。1、2、3。（「桜木保育所もですか」の声あり）

はい、お願いします。市長。

○市長（菊地健次郎）

桜木保育所の件に関しては何回も言いますが、ニーズに即した形で運営形態を検討しますと言っているわけですから、それ以上の答えはないわけでごさいますて、御理解いただきたいと思います。

それから、待機児童の問題でございませけれども、これは預ける親のほうも、私はここでないとだめだよということでこだわっている人結構いるそうです。そのことも要因になっているということも聞いたことがございませ。保育所をつくるのが一番、これはつくれば当然。でも、3歳児未満というのは大変な保育ではないかなというふうに思ひます。ちょっとその辺、保健福祉部長から補足あったら答えていただきたいと思ひます。

それから、食材検査、これ何も全部安心だからそんなにやりませんということでないんです。やはりそれなりに当然それが検出されてはいけないうけでございませけれども、今のところ落ちついている状況でございませ。それをぜひこれからも続けていければありがたいなというふうに思ひておひます。

TPPの関係は、ちょっと輸入量、輸出量というのは私わかりません。申しわけありません。よろしくおひます。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

待機児童の解消について御回答申し上げます。

今、議員がおっしゃったとおり、保育所をつくれれば待機児童が解消できるだろうと。それも一つの手法には間違いないと思います。ただ、例えば桜木保育所を例に挙げますと、60人定員で全て3歳未満児でというふうな受け入れは、これはなかなかできません。したがって、単に保育所、今の60人規模の保育所をつくってそこに60人なり70人入れればそれで待機者が解消するか。そういう問題ではないと思うんです。したがって、我々もこれまで横浜方式であるとか、今度新しく新設される新システムの中では、いわゆる小規模保育事業であるとか、家庭的保育事業、そういった現行の待機児童を軽減していくために補完する新しい新システムといいますか、制度も立ち上げられることになっておりますので、そういったものを駆使しながらできるだけ早い時期に喫緊の課題である待機児童の解消に向けて取り組んでまいりたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

明日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれにて延会いたします。

どうも御苦労さんでございました。

午後3時46分 延会

以上、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成25年6月18日

議長 板橋 恵一

署名議員 深谷 晃祐

同 伏谷 修一